



牟岐町 都市計画マスタープラン



平成28年3月
徳島県牟岐町

目 次

第1章 牟岐町都市計画マスタープランとは	1
1-1 都市計画マスタープランとは	1
1-2 計画の対象範囲と期間	2
（1）計画対象範囲	2
（2）計画期間	2
1-3 計画の構成	3
第2章 牟岐町の特性と課題	4
2-1 牟岐町の概要	4
（1）概況	4
（2）人口動向	5
（3）産業	7
（4）土地利用	8
（5）道路・公共交通	9
（6）都市施設	10
（7）自然災害	12
（8）自然環境・景観	13
2-2 上位関連計画の位置づけ	14
2-3 まちづくりの課題	16
（1）地域づくり	16
（2）土地利用	18
（3）道路・交通	20
（4）都市施設・地域基盤施設の整備	21
（5）市街地整備	23
（6）地域防災	24
（7）景観	25
（8）計画の推進	27
2-4 牟岐町のまちづくりにおける主要課題	28
第3章 全体構想	30
3-1 まちづくりの基本理念と将来像	30
3-2 まちづくりの基本目標	32

3 - 3 将来人口.....	34
3 - 4 将来都市構造.....	35
3 - 5 分野別の整備方針.....	38
(1) 土地利用と市街地整備の方針.....	38
(2) 道路・交通施設整備の方針.....	41
(3) 都市施設整備の方針.....	44
(4) 防災対策の方針.....	46
(5) 自然環境保全の方針.....	48
(6) 景観形成の方針.....	49
第4章 地域別構想.....	50
4 - 1 市街地地域.....	51
4 - 2 山間集落地域.....	58
4 - 3 沿岸集落地域.....	63
4 - 4 島しょ（出羽島）地域.....	68
第5章 まちづくりの推進方策.....	72
5 - 1 計画の推進にあたって.....	72
5 - 2 計画の進行管理.....	73
参考資料.....	74
計画策定に関する資料.....	74
用語解説.....	81

第1章 牟岐町都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、これからの牟岐町の都市計画行政をはじめとしたまちづくりの指針となる計画です。

牟岐町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、「牟岐町総合計画」における都市計画行政に関する基本計画をより具体化するとともに、時代を勝ち抜く魅力あるまちづくりに向けて、本町の「目指すべき将来像とその実現に向けた取組みの方向性」を都市計画の分野から、総合的にまとめたものです。

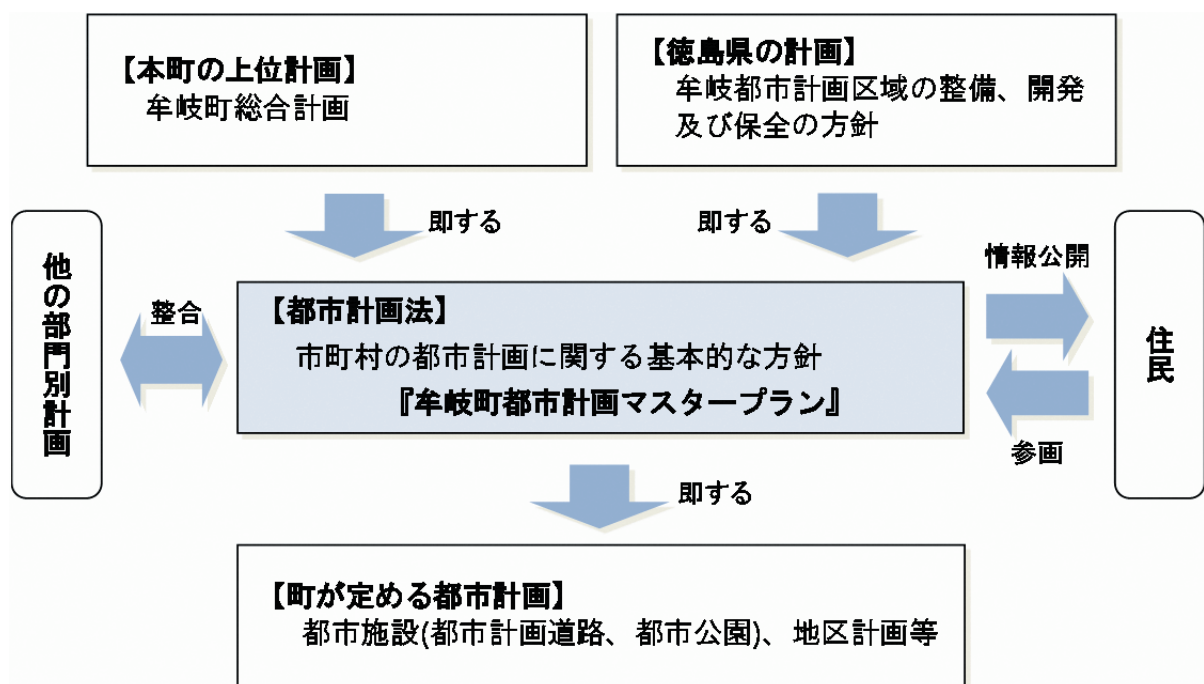


図 牟岐町都市計画マスタープランの位置づけ

第1章 牟岐町都市計画マスタープランとは

1-2 計画の対象範囲と期間

(1) 計画対象範囲

都市計画法のもとで都市計画を定め得る範囲は、基本的には本町の都市計画区域内となります。しかし、都市計画制度によらない他分野でのまちづくり計画と整合し、連携したまちづくりを進めていくことが重要であることから、本計画では本町の行政区域を対象とします。また、海岸部や山間部など多様な地域特性を有していることから、それらを活用したまちづくりを進めていくために、地域特性に応じた地域別構想を整理します。

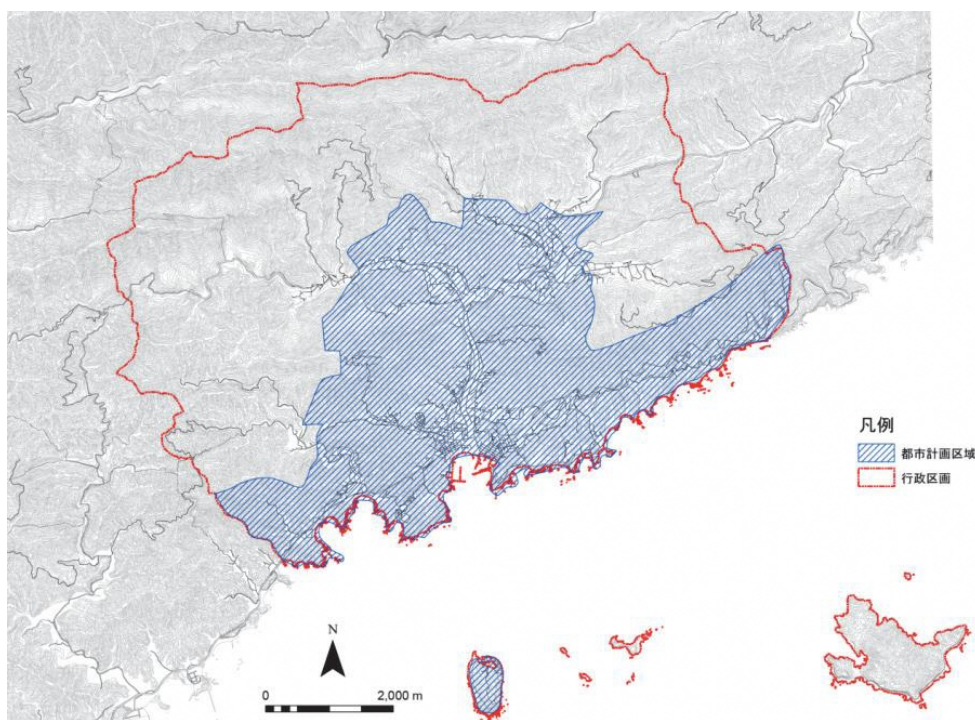


図 計画対象範囲

(2) 計画期間

都市計画行政においては、中長期的な視点でまちづくりを行うことが重要であることから、目標年度は概ね10年先の平成37年度(2025年度)を展望した将来像等を描き、5年先の平成32年度(2020年度)を見据えたまちづくりの基本方針等を定めます。なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

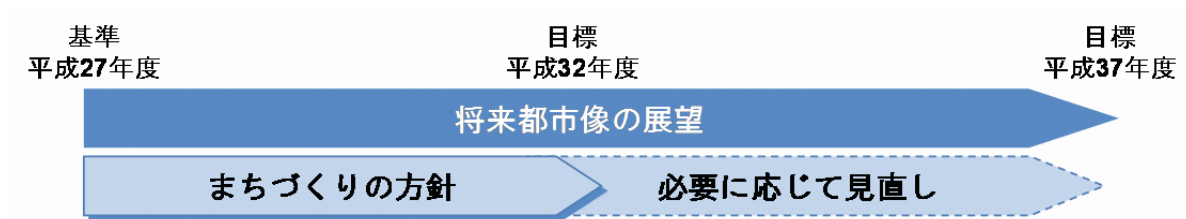


図 計画期間

1-3 計画の構成

本計画は、本町の現状や課題を踏まえ、まちづくりの指針となる全町的視点の「全体構想」と地域別視点の「地域別構想」を明示します。

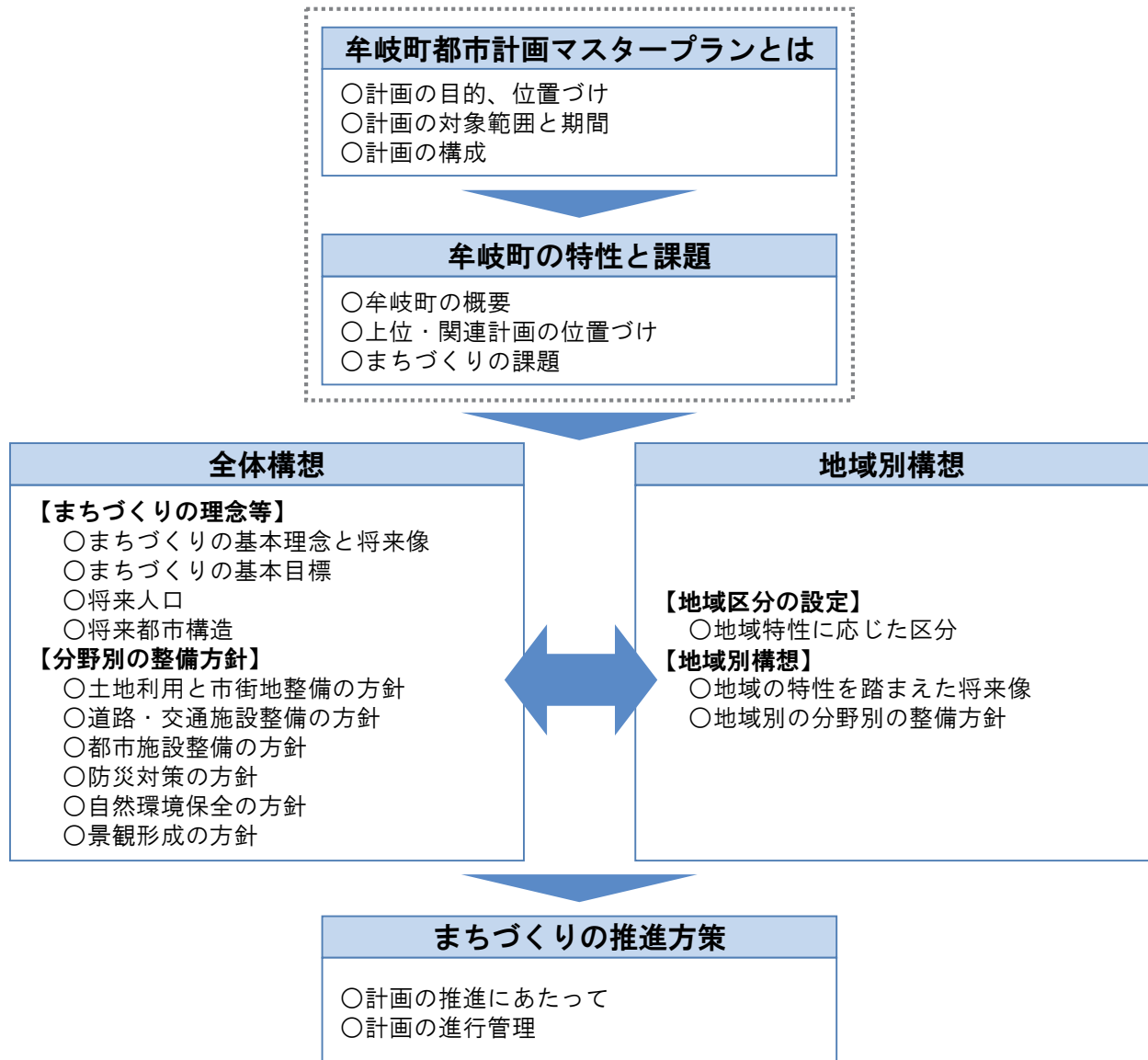


図 計画の構成

第2章 牟岐町の特性と課題

2-1 牟岐町の概要

(1) 概況

本町は、徳島県の南部に位置する海部郡の中央にあり、南は太平洋に臨み、東は美波町、西は海陽町と接し、徳島市までは約 70km の距離に位置しています。面積は 56.56km² で、東西は 8.1km、南北は 5.8km であり、北面の町界には胴切山 (884m)、矢筈山 (801m)、五剣山 (638m) などの山々が連なり、町域の約 87% が山地となっています。

町のほぼ全域が牟岐川及び内妻川の流域に含まれ、海岸線は荒磯で、牟岐川の河口に位置する牟岐港から約 4km の南方洋上に出羽島があり、出羽島の東方に津島と大島があります。

本町は、平成 27 年 (2015 年) に、大正 4 年 (1915 年) の町制施行後 100 年を迎えました。これまで、住民と行政の協働のもと多様な事業を展開し、地域の生活環境等を整えるとともに、豊かな自然や歴史・文化を守り育んできました。



図 牟岐町の市街地

(2) 人口動向

■総人口・世帯

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、平成22年国勢調査では4,826人となっています。

年齢3区分別の構成比率をみると、14歳以下の年少人口は9.1%（441人）、15歳から64歳までの生産年齢人口は49.3%（2,378人）、65歳以上の老年人口は41.6%（2,007人）となっており、全国平均（年少人口13.2%、老年人口23.0%）及び県平均（年少人口12.4%、老年人口27.0%）と比較して、少子・高齢化が著しいものとなっています。特に、老年人口の割合は40%を超えており、今後も人口減少や更なる高齢化が予想されます。

また、本町の総世帯数は2,059世帯となっており、人口の動向を反映して減少傾向で推移しています。一世帯当たり人数も2.34人と、減少傾向で推移しており、世帯規模も縮小してきています。

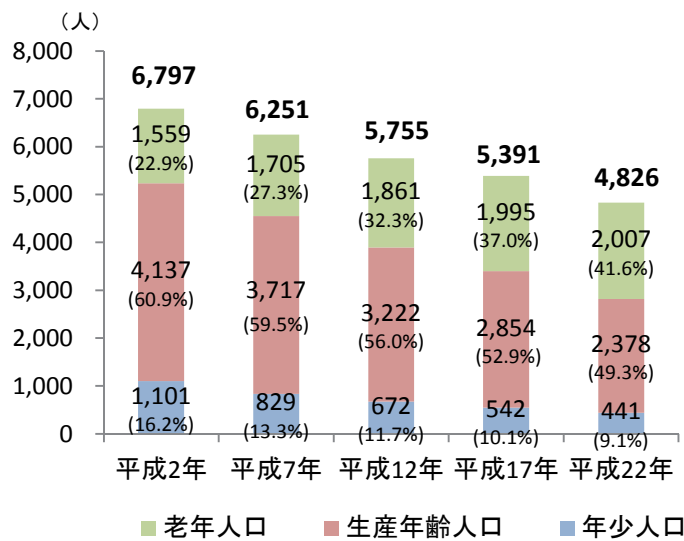


図 総人口の推移（出典：国勢調査）

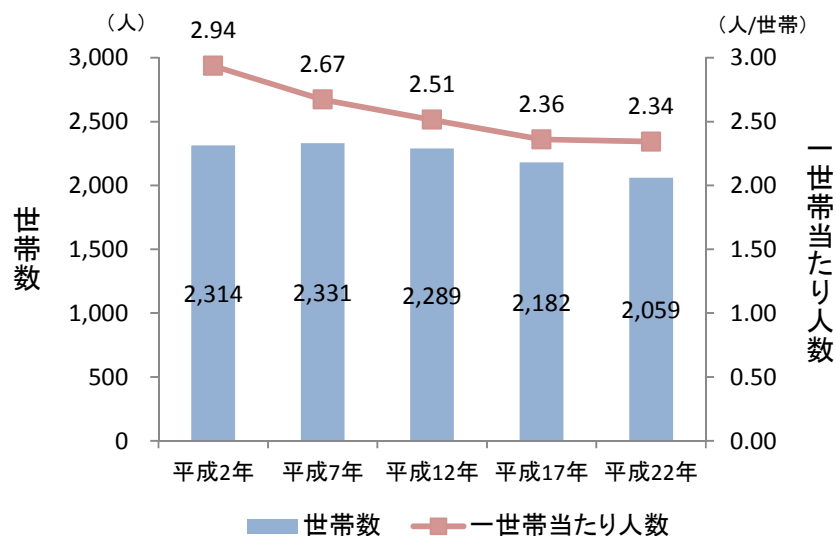


図 世帯数の推移（出典：国勢調査）

第2章 牟岐町の特性と課題

■人口動態

本町の人口動態は、年次で変動はあるものの概ね自然減・社会減の人口減少傾向にあります。そのため、総人口は一貫して人口減少が進んでおり、少子・高齢化の進行により今後ますます人口減少に拍車がかかることが予想されます。

表 人口動態

年次	社会増減（転入・転出）			自然増減（出生・死亡）		
		転入	転出		出生	死亡
平成3年	-42	248	290	-40	40	80
平成5年	-78	252	330	-39	46	85
平成7年	-41	206	247	-64	29	93
平成9年	-73	250	323	-38	41	79
平成11年	-43	226	269	-53	40	93
平成13年	3	199	196	-48	28	76
平成15年	-29	168	197	-51	27	78
平成17年	-51	168	219	-58	20	78
平成19年	-90	124	214	-49	25	74
平成21年	-29	168	197	-68	29	97
平成23年	-63	112	175	-90	18	108
平成25年	-69	108	177	-74	21	95

出典：町提供資料

■通勤・通学

通勤・通学における本町への流入・流出状況をみると、流入 590 人に対して流出 653 人と町外への流出超過傾向にあることがうかがえます。

中でも、阿南市へ流出超過の傾向が強いものの、海陽町からは流入が超過傾向にあります。

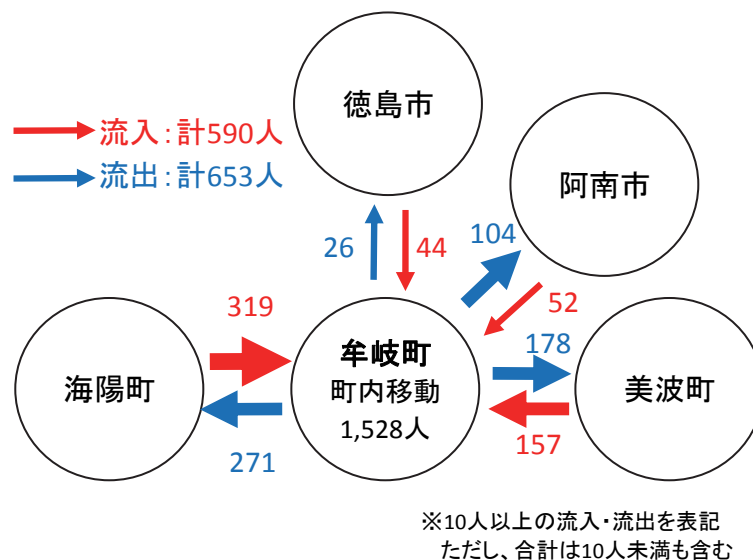


図 通勤・通学の状況（出典：平成22年国勢調査）

(3) 産業

本町の就業者数は、人口の動向を反映して減少傾向で推移しており、平成22年の国勢調査では2,040人となっています。

産業3部門別の構成比率をみると、農業、林業、水産業などの第1次産業は16.0%（326人）、建設業、製造業などの第2次産業は20.2%（412人）、サービス業などの第3次産業は63.8%（1,302人）となっています。

平成24年度の産業大分類別の売上を見ると、卸売業・小売業の割合（56.0%）がもっと高く、次いで医療・福祉（17.8%）が高くなっています。

産業大分類別就業人口をみると、1次産業では漁業、2次産業では製造業、3次産業では卸売・小売業及び医療・福祉の割合が高くなっています。また、徳島県全体と比較すると、漁業の割合が高いことが特徴です。

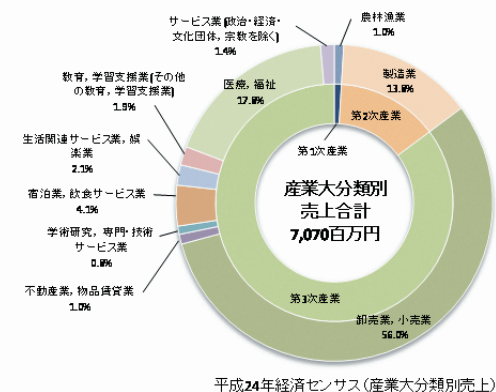
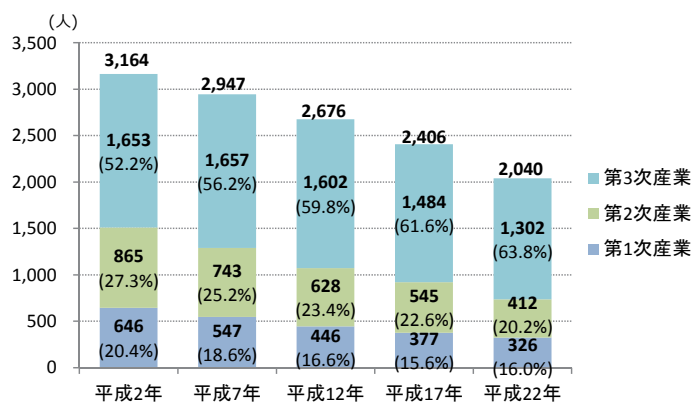


図 産業別の就業者数の推移（出典：国勢調査）

図 産業大分類別の売上

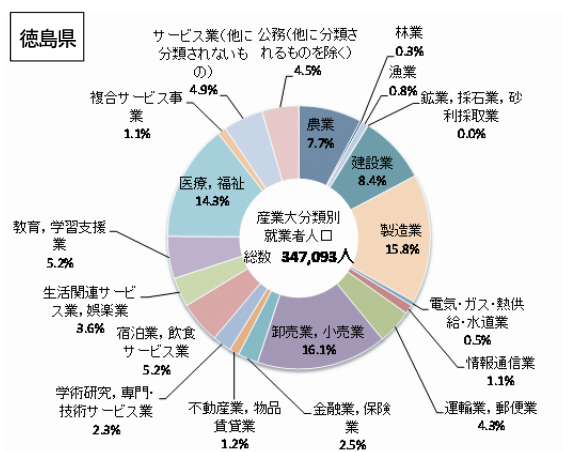
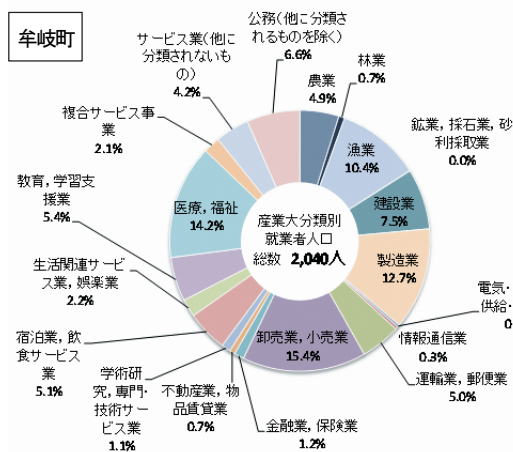


図 産業大分類別就業者数（左：牟岐町、右：徳島県）（出典：平成22年国勢調査）

(4) 土地利用

本町では、沿岸部を中心に 2,250ha の都市計画区域が設定されています。都市計画区域の土地利用の状況をみると、山林などの自然的土地利用が 9 割を占めており、都市的土地利用は 1 割にとどまっています。都市的土地利用としては、住宅用地が 4.5%、商業用地 0.7%、工業用地 0.4%、公共施設用地 1.2%、道路・交通施設利用 2.8%となっています。

牟岐都市計画区域は非線引き都市計画区域の用途無指定地域であるため、建築行為に対する規制はなく、形態規制については建ぺい率 70%、容積率 200%が適用されています。

土地利用規制に関しては、市街地北部や山間部の一部を除く地域が農業地域となっており、牟岐川や橘川等の川沿いの土地はほぼ農用地区域に指定されています。また、山間部はそのほとんどが森林地域で、そのうちの一部は保安林に指定され、海岸部は室戸・阿南海岸国定公園の一部を形成する自然公園地域となっています。

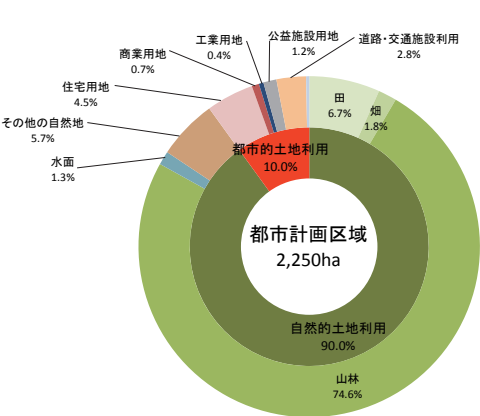


図 土地利用の状況
(出典：平成 15 年都市計画基礎調査)

Blocked
Blocked
Blocked
Blocked
Blocked
Blocked
Blocked

図 法規制の適用状況（都市計画区域）（データ出典：国土数値情報）

(5) 道路・公共交通

■道路

本町の道路網は、国道 55 号 (H22 道路交通センサス：日交通量約 7 千台)、主要地方道牟岐海南線、一般県道 147 号日和佐牟岐線 (南阿波サンライン)、一般県道 135 号牟岐港牟岐停車場線を基幹に、1 級町道 5 路線、2 級町道 6 路線、その他町道 223 路線、計 234 路線の町道により形成されています。

現在、町内のさらなる安全かつ円滑な交通の確保や観光振興、南海トラフ巨大地震への備えとなる緊急輸送道路を確保すること等を目的として、牟岐バイパスの整備が進められているとともに、地域高規格道路の阿南安芸自動車道が計画されています。

■公共交通

本町の公共交通として、JR 牟岐線が国道 55 号に沿って東西に運行しており、牟岐駅及び辺川駅の 2 駅があります。牟岐駅では阿南方面へ平日 16 便 (うち特急 3 便)、海部方面へは平日 12 便が運行されています。なお、特急での徳島・牟岐間の所要時間は 1 時間 10 分程度となっています。

バス交通としては、路線バスが牟岐駅を中心に牟岐駅前～甲浦駅前間を平日 13 往復運行しています。また、室戸・大阪間の高速バスが通り、牟岐町を経由する便は大阪方面 (上り) 5 便、室戸方面 (下り) 6 便が運行しています。

そのほか、出羽島への交通手段として、出羽島連絡船が牟岐港・出羽島港間を 1 日 6 往復運航しています。

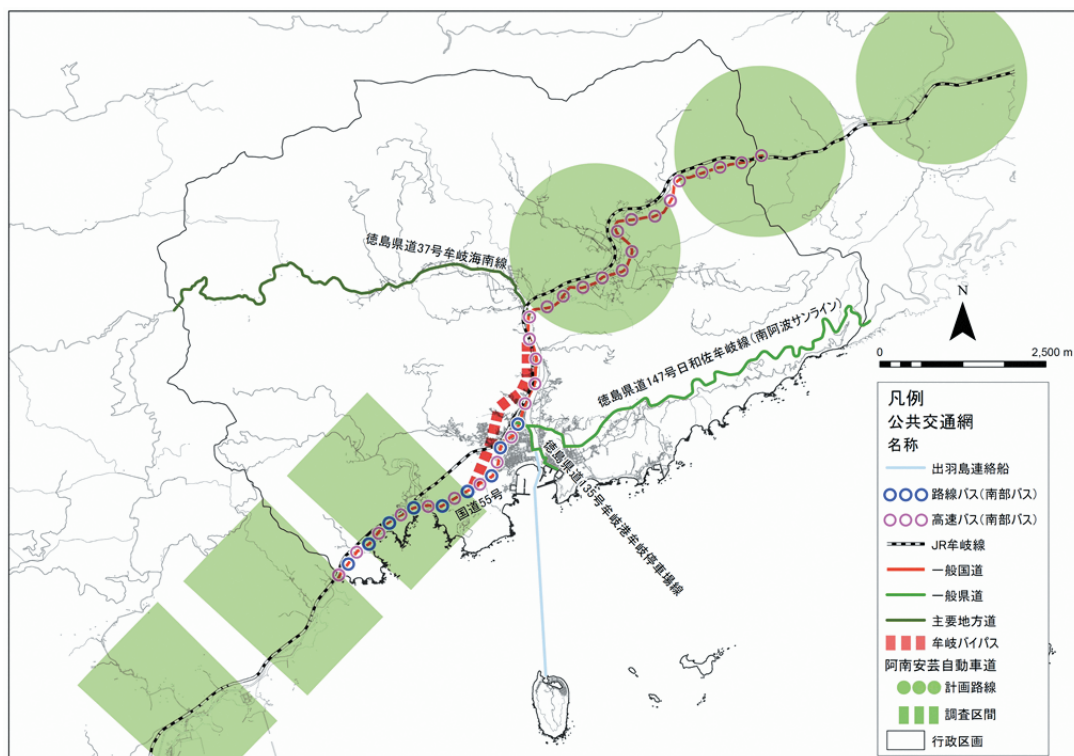


図 町内の主要な交通網と公共交通路線 (データ出典：国土数値情報 他)

第2章 牟岐町の特性と課題

(6) 都市施設

■都市計画道路

本町の都市計画道路の指定状況は、計画延長2路線2,120mで、うち徳島県知事決定が1路線(890m)、牟岐町決定が1路線(1,230m)となっています。

決定	番号	路線名	延長約 (m)	幅員 (m)	改良済 (m)	改良率
徳島県知事	3.5.1	駅前八坂線	890	12	330	37%
牟岐町	3.6.3	古牟岐線	1,230	8	1,230	100%
合計			2,120		1,560	74%

出典：町提供資料

■都市計画公園

本町の都市計画公園の指定状況は、内妻公園（計画決定面積約 6.9ha）及び大牟岐田児童公園（約 0.13ha）の2施設となっています。

決定	番号	公園名	計画決定面積約 (ha)	供用面積約 (ha)
徳島県知事	5.4.1	内妻公園	6.9	5.9
牟岐町	2.2.1	大牟岐田児童公園	0.13	0.13

出典：町提供資料

■下水道

本町の下水道としては、都市下水路が計画決定（延長 620m、面積約 52ha）され、一部が供用されています。

決定	水路名	計画決定		供用	
		延長 (m)	面積約(ha)	延長 (m)	面積約(ha)
牟岐町	中村都市下水路	620	52	249	6

出典：町提供資料

■市街地開発事業

本町では、土地区画整理事業として大牟岐田地区が昭和 61 年に整備されています。

■その他都市施設

本町では、ごみ焼却場として海部美化センターが都市計画決定され、昭和 54 年より供用を開始しています。

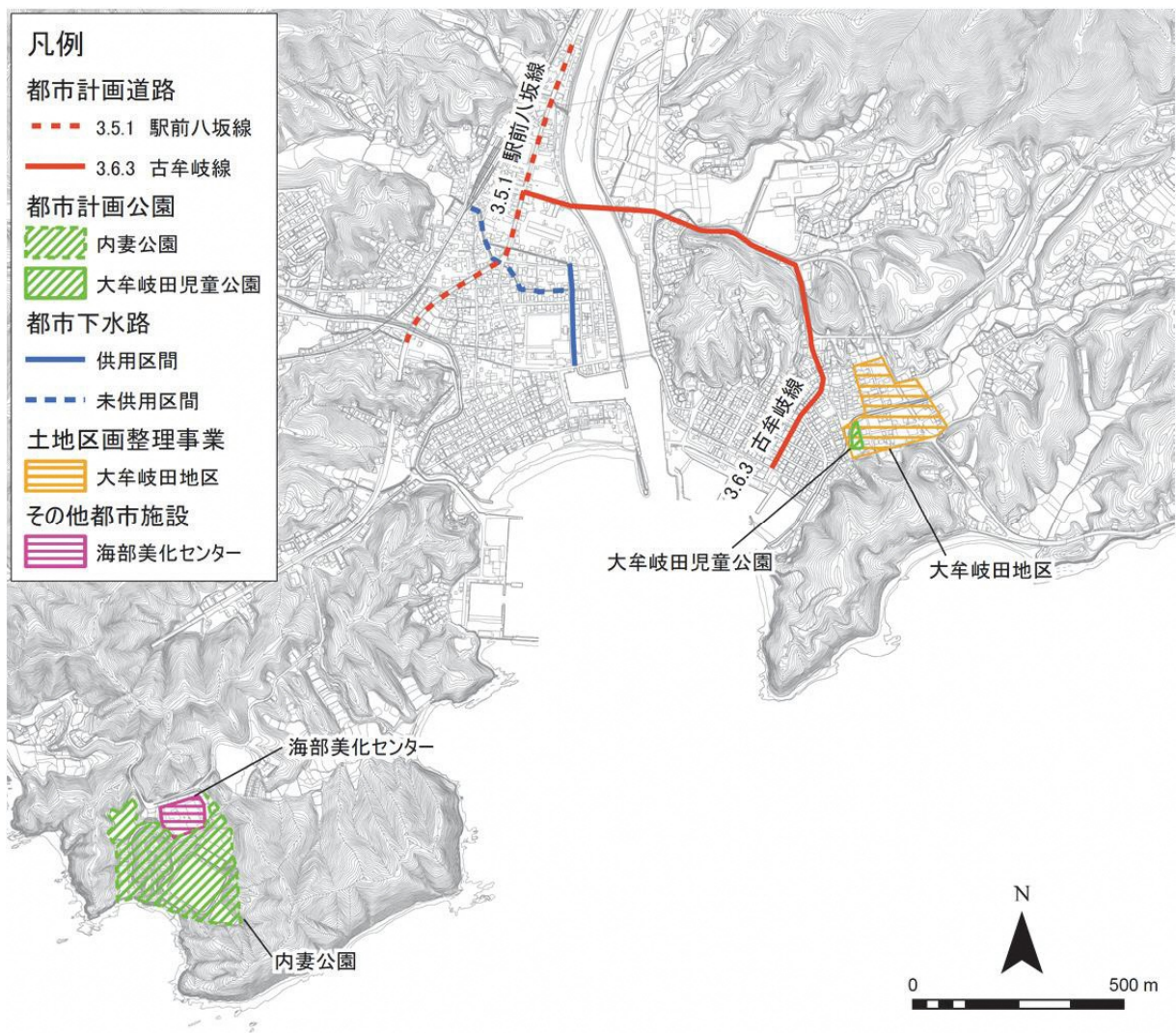


図 町内の都市施設

第2章 牟岐町の特性と課題

(7) 自然災害

本町は台風の常襲地域に位置し、豪雨時に溢水する河川や水路、危険な急傾斜地、人工崖が存在しているため、周辺住民に大きな被害をもたらす可能性があります。特に、土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域が66箇所指定されています。

また、南海トラフ巨大地震による大規模な地震・津波の被害が懸念されており、徳島県公表の津波浸水想定によると、牟岐漁港湾口において最大津波水位9.8mの津波が予測されています。そして、その被害は建物全壊・焼失棟数2,300棟、死者1,000人と甚大な規模が想定されています。

そのため本町では、関係機関との連携を図りながら牟岐バイパスの整備や陸閘の改修、津波避難タワーの整備を進めるとともに、地域別の防災マップや津波避難マップ等の作成、避難場所の周知や地域住民との協働による避難訓練など、さまざまな防災対策を推進しています。

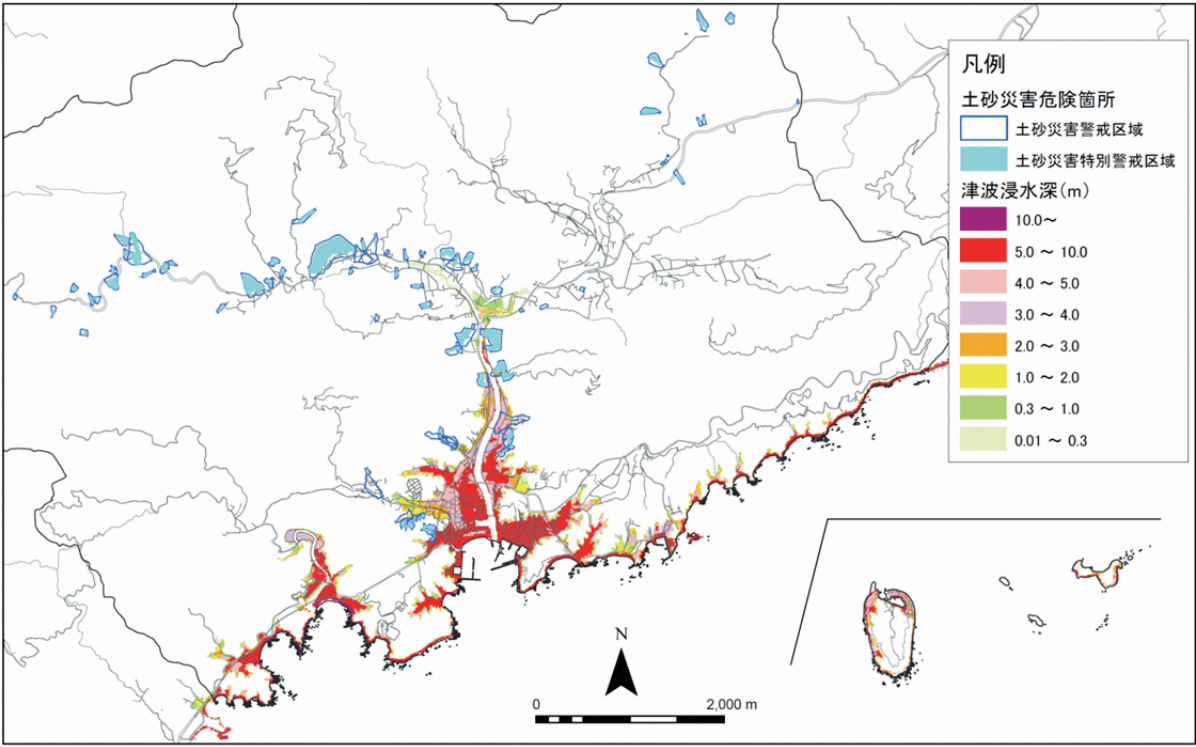


図 町内の災害危険箇所（土砂災害危険箇所及び徳島県津波浸水想定）

表 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況（平成27年3月31日現在）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
牟岐町	9	9	56	55	1	0	66	64

出典：徳島県、土砂災害警戒区域等の指定状況

(8) 自然環境・景観

本町の地理的、地形的環境は極めて変化に富み、胴切山や矢筈山、五剣山をはじめ、山々を縫って流れる牟岐川や内妻川、さらには、古牟岐一体の海岸段丘から名勝八坂八浜へと続くリアス式海岸がみられます。加えて、洋上には大島、津島、出羽島などが点在し、複雑な地形と見事な景観を展開しており、海岸線一帯は室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けています。

また、3つの島は、黒潮の影響で年平均気温が17℃を超え、県内では最も暖かく、そこには内陸ではみられない亜熱帯植物が繁茂しています。なかでもその存在価値が学術的にも高いシラタマモの自生地などの動植物が国や県の天然記念物に指定されています。

こうした美しく豊かな自然環境や優れた景観は本町の誇りであり、未来へ継承するべきかけがえのない資源です。

■出羽島

出羽島は、牟岐から航路3.7km沖合に浮かぶ小さな島で、伝統的な町並みが形成される集落地と国定公園に指定される豊かな自然環境を有しています。

現在、出羽島・牟岐の地域コミュニティの活性と継続につなげるため、出羽島の町並みが文化庁における重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けられるよう取組を進めています。

2-2 上位・関連計画の位置づけ

本計画の策定に関する上位・関連計画の整理を行い、牟岐町の都市計画区域に求められている役割等を明確にしていきます。

牟岐町総合計画（平成23年3月）

（1）新たなまちづくりの基本理念

本町の現状と課題、住民ニーズ、地域主権時代の到来などを踏まえ、今後の新しいまちづくりの基本理念として、「安心・定住」「活力・賑わい」「元気・協働」の3つを定めます。

（2）将来像

自然と共生し、健やかで活力のある、夢と緑と黒潮のまち

（3）土地利用・地域環境整備構想（一部抜粋）

【地域ゾーン構想】

（中心市街地ゾーン）

JR 牟岐駅から牟岐川河口付近にかけての、商業機能、業務機能、住宅機能が集積する地域を「中心市街地ゾーン」と位置づけ、町の市街地のもつコンパクト性（集約性）を活かしつつ、道路の拡幅、オープンスペースの確保など住環境の改善や、防災拠点の整備、生活環境関連施設の維持・充実、遊休公共施設等の有効活用を進めるほか、県立海部病院周辺地域のユニバーサルデザイン化を進め、海部郡の拠点にふさわしい、災害に強く、利便性が高く、住み良い市街地環境の形成を図ります。

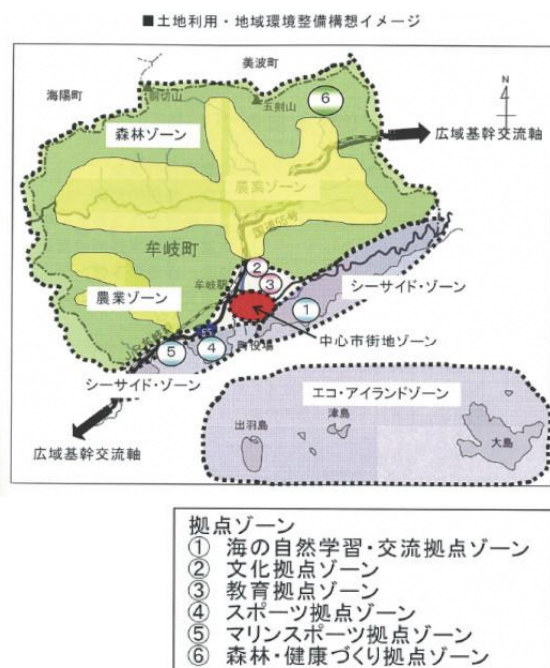
【拠点ゾーン構想】

（文化拠点ゾーン：拠点ゾーン②）

海の総合文化センター・図書館とその周辺を「文化拠点ゾーン」と位置づけ、河川改修と関連して防災対策の充実に努めるとともに老朽化施設・設備の計画的な更新を行い、学習及び芸術鑑賞や文化発信の場として充実を図っていくとともに、また、県内地域の広域的な交流の場としても、その有効活用を図ります。

（教育拠点ゾーン：拠点ゾーン③）

牟岐保育園、牟岐小学校、牟岐中学校、町民体育館、牟岐海洋センター（プール）及びその周辺を「教育拠点ゾーン」と位置づけ、幼児からの一貫した教育体制の確立により教育の充実を図ります。



牟岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成16年3月 徳島県）

(1) 都市づくりの基本理念

**快適な暮らしのできる安全な住環境の形成と、緑豊かな山々や青く澄んだ海などの
恵まれた自然環境のもと人々が交流する夢あふれるまちづくり**

(2) 区域区分の決定の方針

本都市計画区域では、これまで過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。また、産業については、工業出荷額は減少し、商品販売額は一時的に増加に転じたものの、今後は横這いもしくは減少傾向で推移することが予測され、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。このようなことから、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

○土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・住宅を中心として形成されており、町役場や商業施設との近接性を生かした、コンパクトで快適な居住環境の形成
- ・JR 牟岐駅周辺や一般国道 55 号沿道などの商業施設が立地する区域は、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくり

○都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(交通施設)

- ・主要幹線の適正な機能維持を図るとともに、これらと連携する道路の機能向上

(下水道及び河川)

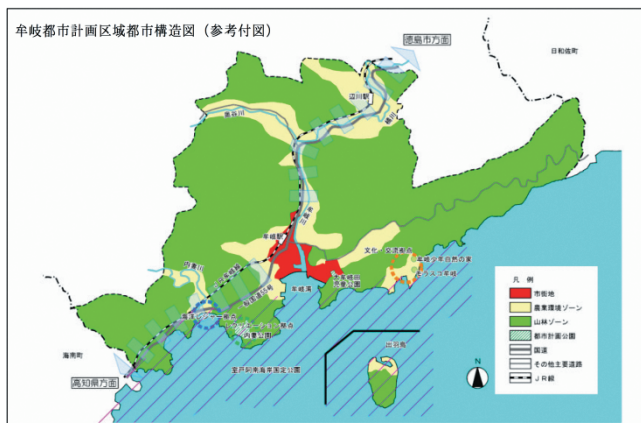
- ・公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、集落排水施設の整備、浄化槽の設置を推進
- ・急峻な山地河川が多く、災害に強いまちづくりを推進していく必要があるため、治水対策を推進するとともに、防災上支障のない限り豊かな自然環境に配慮し、良好な水辺環境の整備と保全

○市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善

○自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・公園は、憩いの場としてだけでなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすことが期待できることから、計画的な整備充実
- ・市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用



※上記は、マスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

2-3 まちづくりの課題

本町における地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画を踏まえ、都市計画行政が関係する分野の課題を整理します。

(1) 地域づくり

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■全国的な人口減少

- 我が国では、既に全国的な人口減少社会に突入しており、本町をはじめ、都市部への人口流出等が続く地方部においては、さらに早いスピードで人口減少・少子高齢化が進むことが危惧されています。

■本町の将来人口推計

- 本町では、既に大幅な人口減少が生じていますが、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口をみると、平成52年（2040年）には人口が平成22年（2010年）の半数以下の2,333人となる可能性があることが示されています。

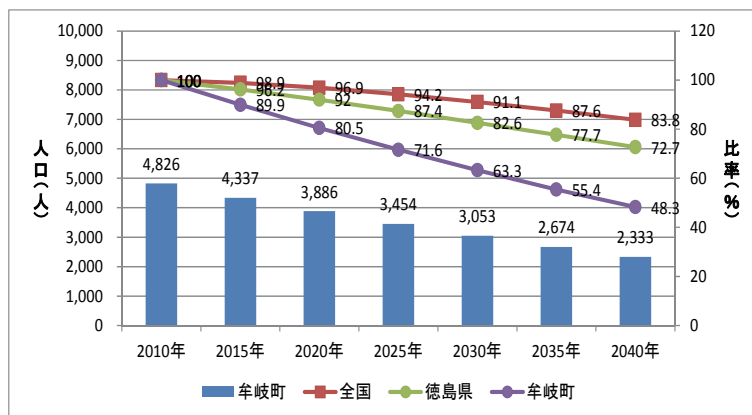


図 将来推計人口（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

■住民の定住意向

- 「このまま住み続けたい」、「進学や就職で転職すると思うが、将来は牟岐町に帰ってくるつもり」を合わせると7割を超え、高い割合となっています。
- 移り住みたい理由としては、「災害の危険性が高いから」が21.9%と最も高く、次いで「働く場所が不足しているから」が16.4%、「医療や福

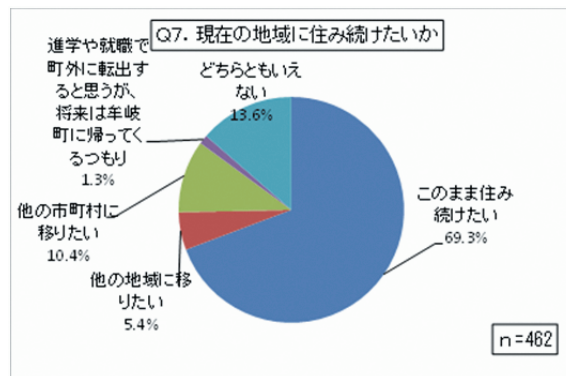


図 地域での定住意向
参照：住民意向調査結果（H27. 7）

祉サービスなど、高齢者に暮らしやすい環境が十分でない」が13.7%となっています。

- ・住民懇談会におけるより良いまちづくりへの意見として、牟岐町の個性を活かし、地域の祭りの維持・活性化や牟岐町に興味を持たれるような取組みなどが重視されています。

【まちづくりの課題】

①少子高齢化対策の推進

- ・人口減少と少子高齢化の進行が急速に進む中、少子化対策（子育て支援等）の充実と高齢化対策（医療・福祉等）の推進が急務となっています。
- ・中山間地における人口減少は著しく、今後消滅する恐れのある集落が存在するとともに、高齢化については農村部ばかりでなく中心部においても急速に進んでいることから、人口減少傾向の抑制に向けた取組みを検討していくことが必要です。

②定住化対策（若者の市外流出の抑制・UJIターン者の受け入れ）

- ・若者の定住環境を確保するためには、低迷する産業の振興と商業の活性化によって雇用の場を確保するとともに、若者向け住宅の整備やまちの魅力づくり、子育て支援など総合的な対策が必要となります。
- ・住民からは、今後のまちづくりにおいて「就業の場の充実」に対する要望が高く、その実現に向けた取組みが求められています。

③多様な人の流れの創出

- ・人口減少の傾向を抑制するため、新たな仕事の場の創出や地域資源を活かした交流の拡大、住みやすい住環境の形成等の多様な展開に取り組むことが必要です。

(2) 土地利用

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■小規模な産業規模の商工業

- ・本町の商店のほとんどは、小規模経営の小売店であり、徳島市や阿南市等の都市部への購買力の流出もあり、厳しい経営となっています。
- ・また、広域交通の利便性に乏しく企業誘致に苦慮していることもあり、雇用の受け皿となる工業等は少なく、若者の流出の大きな要因となっています。

■低・未利用地が存在

- ・都市計画区域の土地利用の状況をみると、山林などの自然的土地利用が9割を占めており、都市的土地利用は1割にとどまっています。
- ・農林水産業の低迷や後継者不足等により、農地や山林の荒廃、漁港施設の老朽化等が生じています。
- ・住民懇談会の意見では、農林水産業の活性化に向けた生産・販売の仕組みづくりや耕作放棄地の活用、持続可能な漁業のあり方の検討等が求められています。

■雇用に対する高い住民意向

- ・まちづくりにおいて、住民意向の最も高い改善項目は、「就業の場の充実度」となっています。自由意見においても、「企業誘致」や「雇用の場の確保」に関する意見がありました。

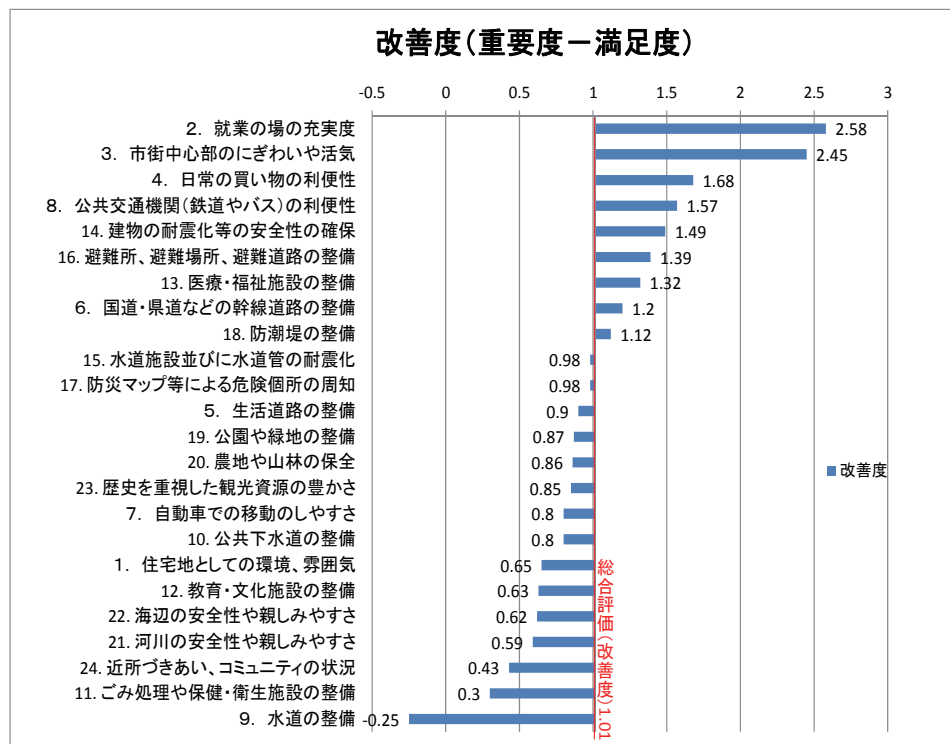


図 改善度(重要度と満足度の差) 参照: 住民意向調査結果(H27.7)

■コンパクトな市街地の形成

- ・都市計画区域内は住宅を中心に、町役場や商業施設と近接したコンパクトな市街地が形成されています。しかしながら、市街地の大半が津波浸水想定区域に位置するとともに、木造老朽家屋等が住宅の多くを占めている状況にあり、災害に対して脆弱性を有しています。

【まちづくりの課題】

①中心市街地の空洞化

- ・本町全体の活性化に向けては、中心市街地の活性化が必要不可欠であることから、行政・商業・交通機関等の都市的機能の集積を活かした先導的な取組みが求められています。
- ・また、中心市街地だけでなく、町内の地区ごとの特徴を活かした個性あるまちづくりを進めていくことも重要です。

②低迷する企業誘致

- ・町域のほとんどが山間地である本町では、工業団地などの適地の確保が難しいものの、人口減少に歯止めをかけるためにも、南海トラフ巨大地震等の災害リスク等を踏まえつつ、新たな雇用の場の確保やサテライトオフィスの誘致等に取組むことが必要です。

③基幹産業である第1次産業の振興

- ・本町の基幹産業である第1次産業の振興により、新たな雇用の創出や農地・山林等の適正な維持管理につなげていくことが必要です。
- ・農地・山林の適正な維持管理には、農林業の営みが継続されることが不可欠であり、第1次産業の維持・活性化に向けた多様な取組みが求められています。

④災害に強い住環境の整備

- ・本町の中心部は古くからの住宅地が形成されてきたことから、耐震化されていない木造住宅が残されており、地震・津波被害を少なくするためにも耐震診断や耐震改修を進める必要があります。
- ・また、住宅密集地でみられる狭隘道路は、災害時の円滑な避難を妨げる恐れがあり、安全で安心な住環境の整備が求められています。

第2章 牟岐町の特性と課題

(3) 道路・交通

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■牟岐バイパスの整備

- ・円滑な交通と周辺の医療機関へのアクセス性の向上を図るとともに、災害時における国道 55 号の代替路として救急活動や物資運搬を支援するため、牟岐バイパスの整備が進められています。

■自動車交通への依存

- ・現在、住民の主な交通手段として自家用車が利用されています。しかし、今後さらなる高齢化が進むことが予想される中、自家用車が利用できない住民が増加することが考えられます。
- ・住民懇談会においても、公共交通の利用は不便であるとの意見が多くみられています。

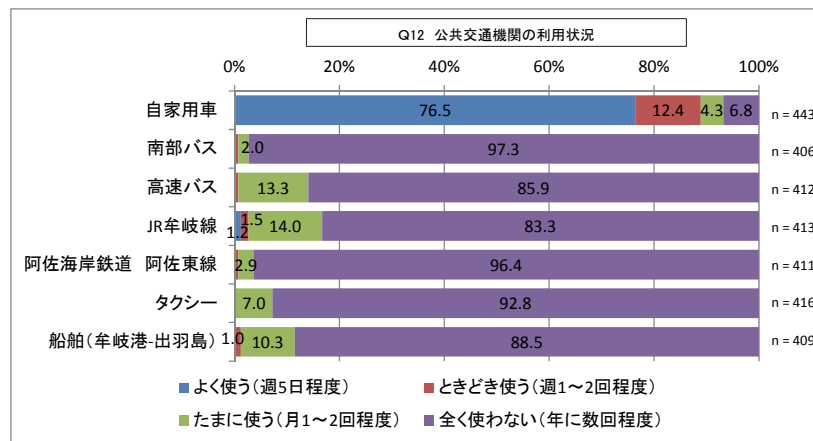


図 公共交通の利用状況 参照：住民意向調査結果 (H27.7)

【まちづくりの課題】

①広域道路網(牟岐バイパス、阿南安芸自動車道)の整備促進

- ・本町の市街地では、地震発生時の津波による浸水被害が予測されながら、広域交通網として国道 55 号の他に代替路となる路線がないことから、災害時に孤立する恐れがあります。
- ・そのため、災害に強い市街地の形成を図るとともに、生活環境の向上や経済の活性化に向けて牟岐バイパスや阿南安芸自動車道の早期整備が求められています。

②公共交通の整備・充実

- ・牟岐町は、JR 牟岐線や南部バスの公共交通網が整備されているものの、自動車利用者の増加や人口減少などに伴って、公共交通の利用者は減少傾向にあります。特に、バスの運行維持にかかる費用は財政に負担をかけている状況にあります。高齢化が進むなかで、住民からも「コミュニティバス等、新たな公共交通機関を整備する」という要望がみられており、住民のニーズに応じた新たな交通システムについて検討する必要があります。

（４）都市施設・地域基盤施設の整備

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■都市施設の未整備

- ・現在、本町においては、都市計画道路や都市公園などの都市施設の都市計画決定がされているものの、未整備施設が残されています。

■公園・緑地の整備の方向性

- ・「災害時の避難場所となる防災公園の整備」が 43.8%と最も高く、次いで「河川環境・海辺環境の保全と親水空間の整備」が 18.6%となっています。
- ・住民懇談会では、憩いの場となる新たな公園を求める意見もみられています。

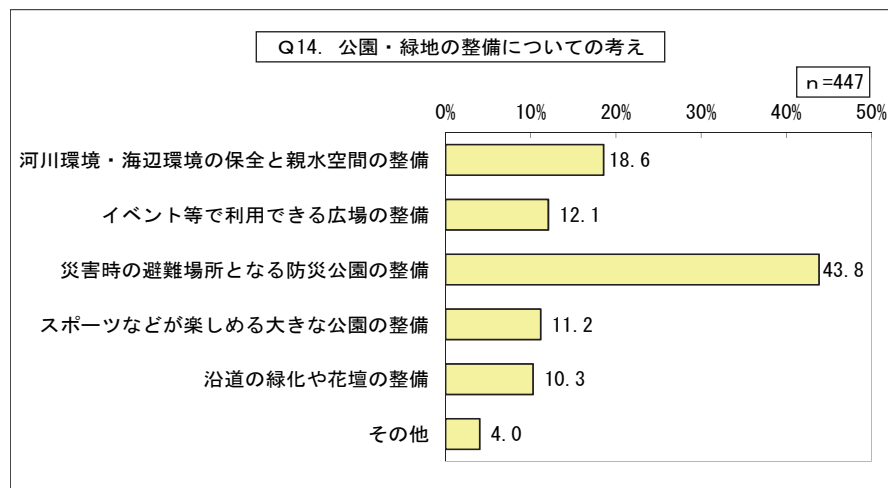


図 公園・緑地の整備について 参照：住民意向調査結果（H27.7）

■高度情報化社会の進展

- ・インターネットをはじめ、その他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することが可能な高度情報化社会が構築されつつあります。本町においても、平成 21 年に全町にケーブルテレビ網による情報ネットワークが整備されました。

■その他まちづくりの動向

- ・現在の海部病院は、南海トラフ巨大地震による津波被害が懸念されており、抜本的な津波対策として、津波被害の及ばない高台への移転改築が進められています。
- ・住民懇談会では、交流人口の増加に向けて、観光・交流施設の整備や回遊を促すための条件整備を求める意見がみられています。

【まちづくりの課題】

①JR牟岐駅周辺の整備

- ・JR 牟岐駅周辺については、周辺住民や鉄道利用者の歩行の安全性を確保するため、歩道の整備等の道路機能の充実等が求められています。

②公園機能の維持と防災機能の確保

- ・都市公園としては2施設が整備されているものの、遊具などの施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理が求められています。
- ・住民からは、「災害時の避難場所となる防災公園の整備」や「憩いの場となる新たな公園」が求められています。

③上下水道の整備推進

- ・上水道については、住民の満足度が非常に高く、機能維持に向けた取組みが望まれています。
- ・市街地では雨水排水を目的とした都市下水路が一部供用しているものの、未整備箇所が残されている状況にあり、住民ニーズを踏まえて今後のあり方について検討する必要があります。

④情報ネットワークの活用

- ・平成 21 年、全町にケーブルテレビ網による情報ネットワークが整備されており、これらの情報ネットワークを活用した、様々な分野における高度情報化の活用が望まれます。

⑤医療・救急ネットワークの強化

- ・県南部地域の地域災害拠点病院となっている「徳島県立海部病院」を核に、地域の診療所・医院とのネットワーク化等による医療サービスの充実が求められています。
- ・救急医療については時間距離が延命に大きく影響するため、徳島県立海部病院の移転を踏まえ、アクセス道路の整備や緊急車両の円滑な通行に向けた市街地の狭隘道路の解消などの取組みが必要となります。

⑥ユニバーサルデザインに配慮した施設・仕組みづくり

- ・牟岐町は、著しい少子高齢化を迎えていることから、道路、公園、公共施設などの都市施設のバリアフリー化や安全で快適な公共交通ネットワークづくりなど、誰もが利用しやすい施設や仕組みが求められています。

(5) 市街地整備

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■既成市街地の衰退

- ・古くから沿岸漁業と遠洋漁業の基地として発達した歴史と伝統のある水産業の町ですが、市街地は空き家や空き地が増加し、賑わいが喪失しています。また、住宅が孤立・分散して建築される傾向にあります。
- ・住民懇談会では、空き家・空き地の有効活用を求める意見がみられており、その対策が求められています。

【まちづくりの課題】

①コンパクトな市街地の再生

- ・中心市街地において、空き家の増加や店舗の閉鎖がみられるなど、空洞化が進んでいます。今後、ますます人口減少や高齢化の進行が懸念されるなかで、高齢化社会に対応した成熟した住みよいまちづくりを進める必要があります。

②安全なまちの形成

- ・市街地では、老朽化した木造家屋等が密集し狭隘道路も多く、防災上の課題を抱えていることから、空き家の除却や耐震化の推進などにより、安全なまちづくりに取り組む必要があります。

(6) 地域防災

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■南海トラフ巨大地震への備え

- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町では、震度6強から震度7の揺れが生じるとともに、牟岐漁港湾口において最大津波水位9.8mの津波が襲来し、市街地の大部分が浸水する恐れがあります。速やかな避難を基本に、各種の防災対策の充実が進められています。

■様々な災害の危険性

- ・近年の大型台風や集中豪雨等に対して、家屋の浸水の発生が危惧される地域があります。
- ・また、市街地周辺は山に囲まれた地形であることから、急傾斜地崩壊や地滑りなどの土砂災害に対する危険性も有しています。
- ・住民懇談会では、狭隘道路のため緊急車両の通行に支障が生じているとの指摘があげられており、その対策が求められています。

【まちづくりの課題】

①自然災害の防災対策の検討

- ・平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」以降、住民の安全・安心な生活環境を支えるための防災・減災対策の必要性が再認識されました。本町では、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が予測されていることから、その対策が急がれています。住民からは避難所となるコミュニティ施設等の充実整備や建物の耐震化・不燃化に関する要望が高くみられます。

②自然災害の減災対策の検討

- ・想定規模以上の災害が発生した場合の対策として、「減災」の考え方が必要であり、その基本は、自助・共助・公助を前提とした「避難行動」によることから、地域の防災力を高めることが重要となります。

③防犯対策と円滑な緊急車両の移動の検討

- ・人口減少に伴って犯罪数は減少する可能性がある一方で、増加する空き家等が治安の悪化を招く恐れもあり、防犯に備えた安全性の確保が必要です。
- ・消防車や救急車などの緊急自動車や、デイサービスセンター等の送迎車両を容易に循環させるという視点からも、町並みの改善や円滑な交通環境整備が求められています。

(7) 景観

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■恵まれた自然環境と優れた景観

- ・本町は、黒潮の影響を受けた温暖な気候と美しく変化に富んだ海岸線、そして胴切山、矢筈山、五剣山など四国山地の緑輝く山々に包まれた、優れた自然環境・景観を有しています。

■出羽島の伝統的な町並み

- ・出羽島には近世から昭和初期にかけて形成された伝統的な町並みが残されています。離島環境の中で形成されてきた地割や細い街道、路地、石積みなどと伝統的な建築物が一体となって歴史的な景観を生み出しています。

■牟岐町らしい魅力的な景観

- ・牟岐町らしい魅力的な景観として、住民からは「大島・津島・出羽島などの島並みの風景」の評価が最も高く、次いで、「太平洋、海岸段丘などの海沿いの風景」が高く評価されています。
- ・住民懇談会でも、南阿波サンラインからの眺めや星空、大島の手つかずの自然、出羽島の町並みや出羽島アートの取組みなど、多様な魅力ある景観資源があげられています。

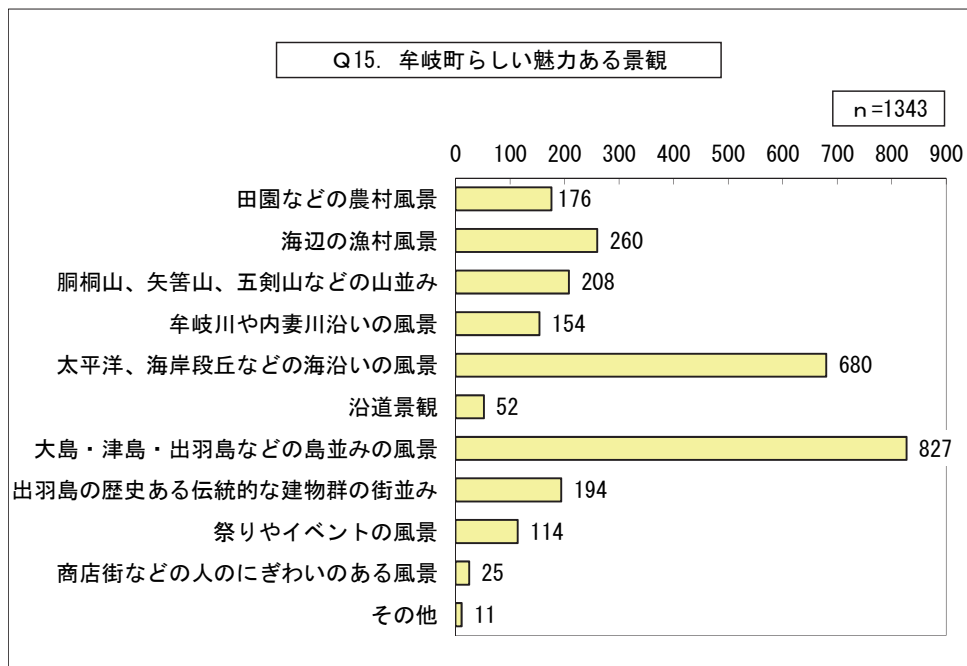


図 牟岐町らしい魅力ある景観について 参照：住民意向調査結果（H27. 7）

【まちづくりの課題】

①賑わいある都市景観、山林や農地の荒廃による良好な農村景観の喪失

- ・空店舗、空き地の増加等による市街地の空洞化に伴い、中心部の賑わいが喪失しつつあり、住民からも「市街中心部のにぎわいや活気」に対する不満の割合が高くなっています。
- ・一方、牟岐町の市街地の背後にある緑豊かな山林や農地の景観は、担い手不足を起因として田畑や森林の荒廃が進んでいます。限界集落の課題を含めて持続性のある美しい景観を守り育てることが求められます。

②歴史的景観等の保全

- ・伝統的な町並みが残る出羽島をはじめ、歴史的景観等の保存に向けて土地利用や建築物の規制・誘導や所有者・関係者の理解促進、維持管理等の課題を解決していくことが求められます。
- ・また、慰霊踊りなどの伝統行事や文化を継承していくことも重要です。

③自然景観の保全、活用

- ・牟岐町は山、川、海と豊かな自然に恵まれています。そのため、都市環境を形成する上で、これらの自然の保全・継承を図るとともに、活用も併せて進めていく必要があります。住民からは、「海岸の保全」などの景観づくりに関する要望や「今ある観光資源を活用する」といった観光振興に対する要望が高くなっています。

(8) 計画の推進

【地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画】

■まちづくりへの参加について

- ・まちづくりへの住民の参加意向については、「住民と行政が役割分担しながら協働でまちづくりを進めていく」が最も高く、「参加はできないが、様々な情報は知りたい」との回答が高くなっています。
- ・住民懇談会でも、人との交流や対話を行う機会の拡充、地域を担う若者のまちづくりの参加を促すことが大事であるとの意見があげられています。

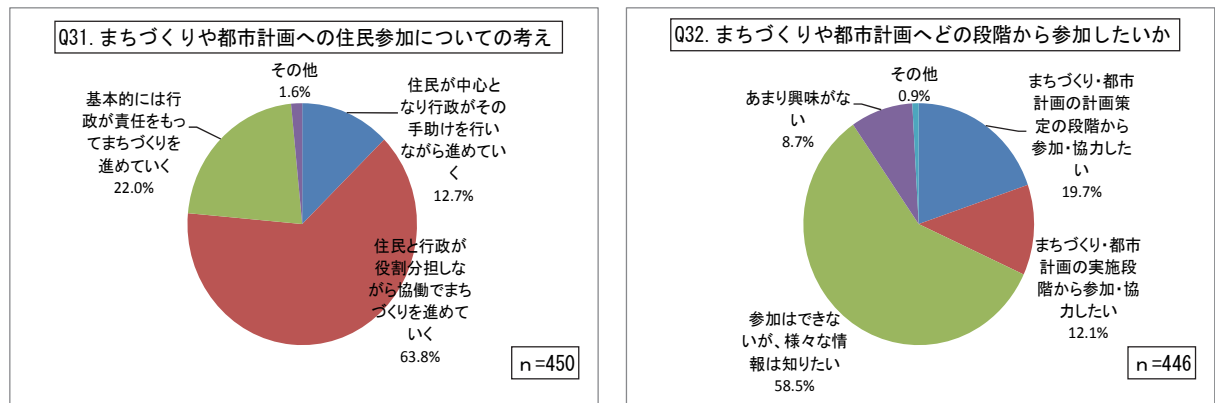


図 まちづくりへの住民参加について 参照：住民意向調査結果（H27. 7）

【まちづくりの課題】

①住民との協働による積極的なまちづくりの推進

- ・若者の人材流出が著しい本町において、地域の課題や多様な住民ニーズに対応するためには、住民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりを進めることが重要です。
- ・今後、まちづくりへの住民の積極的な参加を促す仕組みや機会の充実、情報発信の強化などに取り組むことが重要です。

2-4 牟岐町のまちづくりにおける主要課題

本町における地域特性やまちの現状、住民意向、上位・関連計画を踏まえ、都市計画行政が関係する分野に関する課題を整理します。

(1) まちの活気や賑わいの喪失

- ・ 大幅な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、農林水産業をはじめとした地域産業の衰退や空き家・空き店舗の増加による市街地の空洞化など、まちの活気が失われています。
- ・ そのため、若者が働ける場所を充実させるとともに、子育てしやすい環境をつくり定住化を図る必要があります。
- ・ 新たな仕組みづくり等による既存産業の活性化や起業支援、企業誘致等による新たな雇用の場の確保が必要です。
- ・ 増加する空き家・空き店舗を有効に活用し、地域の活性化を図る取り組みが必要です。
- ・ 高齢化が進む中で、誰もが快適でいきいきと暮らせる環境づくりや住民の交流機会を創出し、幅広い年代が共に暮らせるまちづくりが重要です。
- ・ 観光・交流施設等の整備や情報発信等に取り組み、交流人口を増加させることが必要です。

(2) 危険性を有する市街地

- ・ 南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されるとともに、局地的な集中豪雨や土砂災害などの自然災害に対する危険性を有しています。
- ・ 市街地では緊急車両の通行が難しい狭隘な道路や老朽化した公共施設・住宅が点在しており、災害時だけでなく日常生活においても危険な状態がみられます。
- ・ そのため、自然災害に備え、ハード対策はもとよりソフト対策も充実させ、災害に強いまちづくりを進めることが必要です。
- ・ さらに、日常的に危険性の高い道路や施設については、その解消を図ることが必要です。

(3) 手つかずの“牟岐町ならではの魅力”

- ・ 美しく変化に富んだ海岸線や四国山地の緑輝く山々に包まれた、優れた自然環境や景観を有しています。
- ・ また、出羽島の町並みや牛鬼伝説など貴重な歴史・文化的な資源を有しています。
- ・ しかし、それら魅力的な資源を数多く有しているものの、有効に活用されているとは言い難く、またその情報発信が不足している状況にあります。
- ・ そのため、魅力的な自然・歴史・文化の資源を保全するとともに、さらなる魅力の発揮に向けて、住民や関係機関との連携による活用方策の検討や情報発信を図ることが必要です。

（４）地域活動の低迷と人材の不足

- ・地域の課題や多様な住民ニーズに対応するためには、住民と行政が連携・協力しながら、まちづくりを進めることが重要です。
- ・しかし、少子高齢化・人口減少等に伴い、地域コミュニティの希薄化や集落間の連携不足等により地域活動が低迷するとともに、積極的に地域活動に取り組む人材も不足しています。
- ・そのため、住民の地域活動に対する意識を高めるとともに、まちづくりへの理解と協力を促す必要があります。
- ・特に、住民と行政が協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりや、まちづくりに関する情報の積極的な提供へ取り組む必要があります。

第3章 全体構想

3-1 まちづくりの基本理念と将来像

(1) まちづくりの基本理念

住民意向調査や懇談会において、本町の魅力の一つとして「なにも無いから住みよい」や「なにも無いのが魅力」という発言がみられました。また、本町を訪れる来訪者から、「牟岐町のなにも無いところが好き」といった言葉をかけられることもあります。

この“なにもない”という言葉は、そこにある資源や魅力に気づいていないこと、本町のまちづくりには無限の可能性を秘めている言葉であると受け止め、まちづくりに取組む基本理念として掲げます。

この“なにもない”に続く言葉を、住民一人ひとりが誇りを持って、創り出していけるようなまちづくりに取組んでいきます。

“なにもない”から始めるまちづくり

なにもないけど、住みよいまちです

- 公共交通や商店、職場等は限られ、必ずしも利便性の高いまちではありませんが、豊かな自然に囲まれた住みよいまちをめざします。

なにもないけど、キラリと輝く様々な魅力を秘めています

- 大規模な集客施設等はありませんが、豊かな自然や伝統的な町並みなど、地域の個性的な資源を活かし、訪れたいようなまちをめざします。

なにもないけど、温かい人がいます

- 多くの人が気づいていないかもしれませんが、本町の一番の資源は、そこに住んでいる“人”です。地域の中での助け合い、訪れる人へのお接待の精神など、住民が主役となるまちづくりをめざします。

なにもないから、住民一人ひとりがまちづくりに取組んでいます

- 人口減少や少子高齢化、災害リスクの危険性などの問題を抱えているからこそ、住民一人ひとりが真剣にまちづくりに取組むまちをめざします。

（２）将来像

全国的な人口減少局面にある中で、本町は特に人口減少・少子高齢化の傾向が著しく、このままの傾向が続けば、まちとしての機能を維持していくことが困難な状況が訪れる可能性があります。加えて、南海トラフ巨大地震による甚大な被害も想定されており、一層、逼迫した状況にあるといえます。

一方、黒潮洗う海岸線や五剣山をはじめとした山々、夜空に輝く星々などの豊かな自然環境や景観、出羽島の伝統的な町並みや牛鬼伝説など、地域固有の自然や歴史・文化、人々の営みが育まれてきました。

今後、人口増加をめざしたまちづくりが難しい中で、まちの活気や賑わいを再生し、住んでいる人の満足度を高め、安全・安心、快適な暮らしが実現できるまちをめざすことが重要となっています。

そのため、本町の様々な資源を活かしながら、まちの活気や賑わいの再生を図るとともに、地域の次代を担う人材育成を進めるなど、持続可能なまちの実現に向けて、まちづくりの将来像を以下のよう to 定めます。

自然と共生し、健やかで活力ある、夢と緑と黒潮のまち
～安全・安心で若者が集う故郷づくり～

上位計画である総合計画に掲げた将来像に即しつつ、都市計画の側面から、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるとともに、若者が集うまちとしての魅力を育み、帰ってきたいと思う故郷づくりを目指します。

3-2 まちづくりの基本目標

まちづくりの将来像として掲げた「自然と共生し、健やかで活力ある、夢と緑と黒潮のまち ～安全・安心で若者が集う故郷づくり～」の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標

①

活力や賑わいを感じるまちづくり

- ・優れた自然に囲まれる本町の特性を活かしつつ、豊かな農林水産物の生産の場の保全、商工業・サービス業などの産業集積や誘致等に向けた条件整備、空き家・空き店舗・未利用地の活用等に取り組み、産業の活性化による活力あるまちの再生を目指します。
- ・また、若者が働きやすく子育てしやすい環境や高齢者がいきいきと暮らせる環境づくりを進め、賑わいのあるまちの再生を目指します。

基本目標

②

安全・安心な災害に強いまちづくり

- ・南海トラフ巨大地震をはじめ、局地的な集中豪雨や土砂災害等の自然災害に備えた防災・減災対策の推進を図るとともに、安全かつ円滑な道路網の形成や老朽化した公共施設等の適正な維持管理を図り、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指します。
- ・特に、南海トラフ巨大地震対策については、市街地全体が津波浸水想定区域となっていること、津波の到達までの時間が極端に短いことから、関係機関と連携のもと確実な推進を行うとともに、狭隘な道路網の解消や減災に向けたソフト施策についても充実を図ります。

基本目標

③

持続可能な暮らしやすいまちづくり

- ・高齢者だけでなく、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた施設・環境整備に努めるとともに、都市機能が高度に集積した、歩いて暮らせるよりコンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・また、公共施設の統廃合など効率的な行政サービスを推進していくことも検討するなど、持続可能な暮らしやすいまちづくりを目指します。

基本目標

④

牟岐町ならではの魅力を活かし・育むまちづくり

- ・黒潮洗う海岸線や五剣山をはじめとした山々、夜空に輝く星々などの豊かな自然環境や景観、出羽島の伝統的な町並みや牛鬼伝説などの歴史・伝統・文化など、牟岐町ならではの多様な魅力を生かしたまちづくりを目指します。
- ・また、それらの多様な魅力については、情報発信や連携、条件整備等により、さらなる魅力の向上を目指します。

基本目標

⑤

住民が活躍するまちづくり

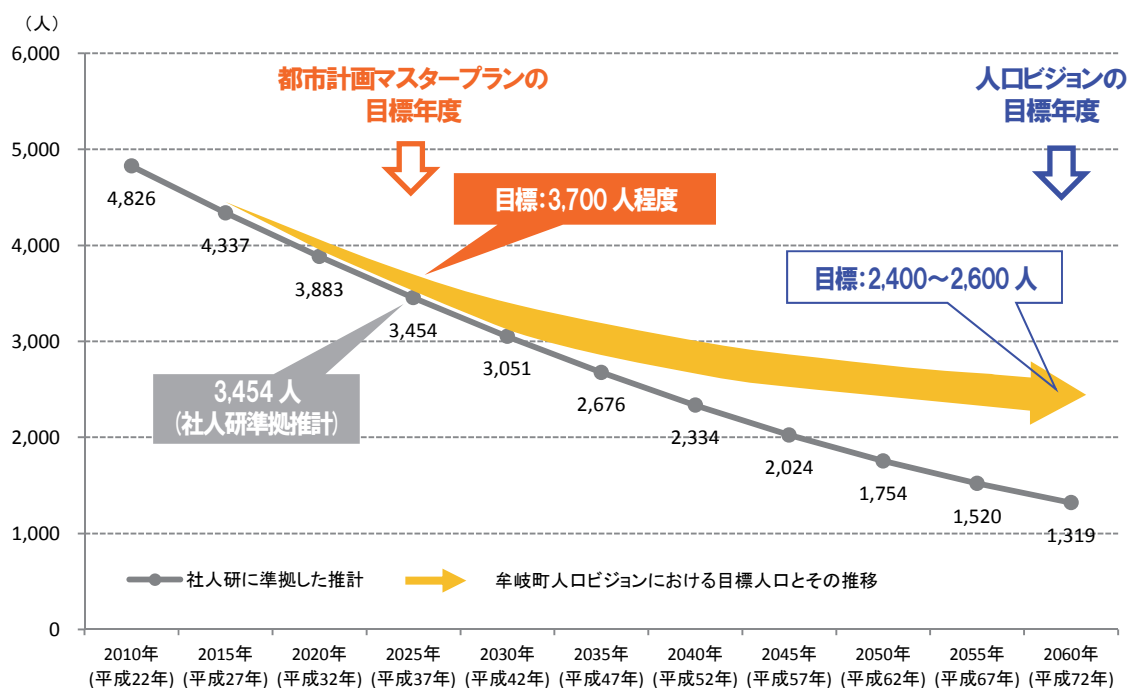
- ・地域の課題や多様な住民ニーズに対応するため、住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- ・そのため、住民のまちづくりや地域活動に対する意識の高揚、まちづくりに積極的な人材の育成などに取組み、住民が主体的に活躍するまちづくりを目指します。

3-3 将来人口

過去の人口推移に基づく人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）をみると、今後も減少傾向で推移し、本計画の目標年度となる平成 37 年（2025 年）には 3,454 人になることが示されています。

そのような中、牟岐町人口ビジョンでは、定住・交流基盤の整備や快適な居住環境の整備などの政策努力により、できる限り減少傾向に歯止めをかけることで、平成 72 年（2060 年）の総人口の目標を 2,400～2,600 人と設定しています。

本計画では、牟岐町人口ビジョンに掲げる目標人口の達成を見据え、平成 37 年度の将来目標人口を 3,700 人程度とし、都市計画行政をはじめとする各種のまちづくりに取組みます。



※社人研：国立社会保障・人口問題研究所
※平成 22 年度は実績値

図 将来目標人口

3-4 将来都市構造

将来像や目標とするまちの姿の実現に向けて、現在の土地利用や社会資本整備の状況、地域の特性等を踏まえ、次のような都市構造の形成を促し、自然と調和した秩序と均衡ある土地利用・都市施設の整備等を推進します。

■ゾーン設定の考え方

- ・市街地や集落の形成、地形状況や周辺の自然環境等を踏まえ、「市街地」と「山間集落」、「沿岸・島しょ集落」の3つのゾーン区分を設定します。

■拠点設定の考え方

- ・交通結節点などの都市施設が立地し、社会・経済・生活等の中心となる施設等を各種の拠点として設定します。

■軸の設定の考え方

- ・町内外を結ぶ道路や JR 等の交通軸とあわせて、自然のつながりを示す「水と緑の軸」を設定します。

凡 例

ゾーン設定

- 市街地ゾーン (Red)
- 山間集落ゾーン (Green)
- 沿岸・島しょ集落ゾーン (Blue)

拠点設定

- 公共交通拠点 (Orange circle with dots)
- 文化拠点 (Green circle with dots)
- 病院拠点 (Blue circle with dots)
- 歴史・文化拠点 (Purple circle with dots)
- 体験交流拠点 (Yellow circle with dots)

軸の設定

- 広域基幹交流軸 (Red dashed line)
- 地域内交流軸 (Orange dashed line)
- 風景街道軸 (Blue dashed line)
- 緑の軸 (Green line)
- 水の軸 (Blue line)

地域資源

- 主な山 (Green triangle)
- 主な地域資源 (Red circle)

図 都市構造図

35

■地域ゾーンの形成

分類	地域ゾーン構想
市街地ゾーン	・町の市街地のもつコンパクト性（集約性）を活かしつつ、都市機能の強化やさらなる集積を図り、快適な住環境やにぎわいの再生を目指します。 ・道路の拡幅やオープンスペースの確保等を進め、災害に強い市街地の形成を図ります。
山間集落ゾーン	・山地については、洪水防止機能や水源かん養等の多面的機能の維持保全を図るとともに、森林浴や林業体験などの山地の活用に取り組めます。 ・河川沿いの平地に広がる農業地域は、農業生産の維持充実を図るとともに、生活環境の改善を図り、自然と産業の調和した住み良い環境づくりを推進します。
沿岸・島しょ集落ゾーン	・室戸・阿南海岸国定公園に指定されている海岸沿いや島しょ部は、美しい海岸景観や豊かな自然、動植物の生育・生息地、農地の保全を図るとともに、本町の交流資源として活用を進めます。 ・沿岸集落は、漁業生産機能の保全を図るとともに、ゆとりある住環境を維持します。 ・出羽島については、伝統的な町並み・景観を地域資産として活用し、地域の活性化と継続につなげるため、生活環境の改善や交流・観光基盤の充実、漁港環境の改善等を進めていきます。

■拠点の形成

分類	拠点構想
公共交通拠点	・牟岐駅及び辺川駅周辺は、公共交通の利便性を活かした居住環境や都市機能の集積を図ります。また、誰もが利用しやすい環境整備を図るとともに、新たな交通システムの導入などの検討と連携して地域内公共交通ネットワークの形成を目指します。
医療福祉拠点	・県立海部病院の移転先周辺は、医療福祉機能の充実を図るとともに、誰もが利用しやすい環境整備に取り組めます。
生涯学習拠点	・海の総合文化センター・図書館とその周辺は、防災対策の充実に努めるとともに、老朽化施設・設備の計画的な更新により生涯学習の場として充実・活用を図ります。 ・市宇ヶ丘学園、町民体育館、牟岐海洋センター（プール）及びその周辺は、幼児からの一貫した教育環境の機能維持に努めます。
歴史・文化拠点	・出羽島は、重要伝統的建造物群保存地区としての選定に向けた取り組みと連携し、牟岐町の代表的な歴史・文化を発信する拠点としての環境づくりに取り組めます。
体験交流拠点	・内妻海岸や内妻運動公園、県立牟岐少年自然の家、モラスコむぎの周辺は、地域内外の交流を促進するため、地域の特徴を活かした環境整備を図るとともに、住民との協働による体験活動の充実等に取り組めます。

■軸の形成

分類	軸構想
広域基幹 交流軸	・JR 牟岐線、国道 55 号及び整備中の牟岐バイパス、計画中の阿南安芸高規格道路を広域基幹交流軸とし、徳島市、阿南市、高知県方面へのアクセス強化による広域観光・交流及び広域物流ネットワークの形成・充実を進め、観光・交流客の誘致、農林水産物等物産の物流機能の強化を図ります。
地域内 交流軸	・地域をつなぐ県道については、地域内交流軸として関係機関との連携により機能維持を図るとともに、土砂災害等への対策を進めます。
風景街道軸	・南阿波サンラインについては、雄大な太平洋が望めるほか星空が楽しめるなど風光明媚な場所であることから風景街道軸と位置づけ、沿道の自然環境や景観の保全に努めるとともに、活用に向けた条件整備に取り組めます。
水と緑の軸	・洞切山や五剣山をはじめとする山々の緑の軸、牟岐川や出羽島などの島しょ部を含む海岸線の水の軸は、まちの骨格となる貴重な自然環境として保全に努めます。

3-5 分野別の整備方針

(1)

土地利用と市街地整備の方針

1) 基本的な考え方

本町は、美しい海岸や緑豊かな山林、農村の田園風景など、多くの自然環境に囲まれています。一方で、地形的制約から、限られた平野部に古くから市街地が形成されており、この地域特有の町並みが形成されてきました。

今後、更なる人口減少や少子高齢化が想定される中で、現状の土地利用や都市基盤整備の状況、安全・安心なまちの実現等を見据えながら、まちの維持・発展につながる土地利用を検討していきます。

2) 整備方針

■都市的土地利用

○商業・業務系土地利用

- ・牟岐駅周辺や中央商店街、町役場周辺等は、本町の商業・業務系施設の核となる地域として、既存商店街や企業等の活動支援、町並み保全に努めるとともに、新たな商業・業務施設の誘致等に努めます。
- ・また、増えつつある空き店舗については、商業振興施策と連携を図りながら、多様な活用方策を検討していきます。
- ・特に、空き家・空き店舗を活用した新産業の創出や牟岐町版サテライトオフィスの誘致、地域住民との連携による中央商店街の再興等の取組みを検討していきます。

○沿道商業系土地利用

- ・本町の幹線道路である国道 55 号沿いの地域は、活力やにぎわいを形成する軸として、地域住民や来訪者へのサービス向上に寄与する商業地の形成を促します。

○居住系土地利用

- ・既存の土地利用を基本としながら、住環境の向上に努めつつ、良好な住宅地の形成を図ります。
- ・また、市街地は古くから形成されてきた町並みであり、老朽木造家屋の密集も見受けられることから、空き家の除却や道路の拡幅などにより、安全な住環境の整備に努めます。
- ・空き家については、除却だけでなく所有者と借り手・買い手とのマッチングを支援するなど、移住者等の定住を促進します。

■集落地・農地・自然的土地利用

○山間・田園居住系土地利用

- ・人口流出に歯止めをかけるため、生活基盤の整備などに努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ・農地は、食料の生産基盤であるとともに、貴重な緑の空間となっていることから、農業振興施策との連携のもと、その保全に努めます。
- ・また、関係機関との連携のもと、生産された農産物を加工して販売する仕組みづくりを検討するなど、活力ある地域づくりを目指します。

○沿岸・島しょ居住系土地利用

- ・人口流出に歯止めをかけるため、生活基盤の整備などに努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ・美しい海岸景観をはじめ、豊かな自然や動植物の生育・生息地、農地などの自然環境の保全を図るとともに、交流資源として活用を進めます。
- ・漁業振興施策との連携のもと、漁業生産機能の保全を図ります。
- ・また、関係機関との連携のもと、漁業生産物を加工して販売する仕組みづくりを検討するなど、活力ある地域づくりを目指します。

○自然系土地利用

（沿岸部）

- ・本町は、海岸部が室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けるなど、豊かな自然環境を有しています。
- ・沿岸域は、漁業やレクリエーションなどの多様な利用が期待されていることから、自然環境や景観の保全、水産資源の保護などに配慮しつつ、総合的な利用に努めます。

（山地部）

- ・町域の大部分を山地が占め、中でも胴切山や五剣山、矢筈山などの山々は地域住民や来訪者に対して、憩いややすらぎを与えるものとなっています。
- ・林業振興施策とあわせて、森林の持つ多面的機能などに対する理解を深めつつ、林業体験や自然活動などに取組むとともに、豊かな緑の保全に努めます。

■適正な土地利用の規制・誘導

○都市計画区域

- ・無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、地域の活性化や安心なまちの実現に向けて新たな土地利用の必要性が生じた際には、地域住民の意向や周辺土地利用との整合を図りながら、計画的な土地利用を検討していきます。

○都市計画区域外

- ・都市計画区域外の地域は、農業振興施策や周辺環境などとの調和を図りながら、良好な住環境の

形成を図ります。

- ・また、地域の活性化や安心なまちの実現に向けて新たな土地利用の必要性が生じた際には、地域住民の意向や周辺土地利用との整合を図りながら、計画的な土地利用を検討していきます。

■市街地整備の方針

○面的な整備の検討

- ・市街地の中で生活道路や公園等の施設が不十分なエリアにおいては、地域住民の意向を踏まえながら、地区計画や土地区画整理事業などによる計画的な市街地更新を検討します。特に、建物が密集する地区においては、老朽化した建築物の建替えとあわせて、狭隘道路の拡幅や行き止まり道路の解消、駐車場の適正配置等を進め、安全に歩ける生活空間の整備を図ります。

○災害リスクを踏まえた新たな市街地の検討

- ・地域住民の「安全な場所に住みたい」という意向等を踏まえつつ、安全な高台への公共施設の移転や新たな居住地などの確保の検討に取組みます。
- ・南海トラフ巨大地震等の大規模な災害時には、応急仮設住宅や災害公営住宅の建設用地、災害廃棄物（ガレキ等）や津波堆積物などの仮置場等の確保が必要となることから、関係機関との連携のもと、候補地の選定等に取り組めます。これらの検討にあたっては、工事残土を利用した農地の嵩上げなども考えられます。その際には、農地法などの法規制を踏まえるとともに、優良農地の保全や農業振興施策との調整に配慮します。

○新たな拠点周辺の整備

- ・海部病院の移転先周辺については、地域の新たな拠点として、周辺整備に取り組んでいきます。
- ・また、移転後の跡地利用が課題となることから、津波の浸水想定区域内にある災害リスクへの配慮や地域住民の意向等を踏まえつつ、地域の活性化等につながる跡地利用を検討していきます。

○情報通信網の活用

- ・地域の特性を活かした企業誘致の推進として、町内全域にケーブルテレビ網による高速通信インターネット網が整備されている状況等を活かし、「サテライトオフィス」の誘致をめざしていきます。なお、サテライトオフィスによる企業誘致にあたっては、遊休施設の活用を図るなど、既存ストックの有効利用に努めます。

(2)

道路・交通施設整備の方針

1) 基本的な考え方

本町の道路網は、国道 55 号の幹線道路をはじめ、地域間や地域内を結ぶ県道や町道によって構成されるとともに、新たな広域幹線道路として牟岐バイパスの整備が進んでいます。しかし、地形制約上、集落を結ぶ道路は限られているとともに、大雨時に崩落が生じるなど、災害時における道路網の脆弱性が危惧されています。一方、公共交通は、JR 牟岐線や路線バス（徳島バス南部（株））が運行されていますが、便数が少なく、利用者数も低迷していることから、公共交通体系の維持・存続が困難になることが懸念されています。

町内外を結ぶ道路・公共交通は、通勤・通学、通院などの日常生活を支えるとともに、町内外の交流を促す重要な基盤であるため、関係機関と連携を図りながら、計画的な道路の整備や維持管理、公共交通の適正な運行や利用促進などに努めます。また、災害時における避難路や救援・救助、物資の搬送などの道路の役割を踏まえたうえで、災害に強い道路ネットワークの形成をめざしていきます。

2) 整備方針

■道路網整備に関する方針

○地域高規格道路「阿南安芸自動車道」の早期開通

- ・地域高規格道路の開通効果による生活利便性の向上や来訪者の増加などをめざし、周辺市町との連携のもと、阿南安芸自動車道の整備促進に努めます。
- ・また、阿南安芸自動車道の整備は、本町のまちづくりに大きな影響を与えることから、その動向を踏まえながら土地利用のあり方や公共施設の配置等の検討を進めていきます。

○地域内外を結ぶ主要幹線道路の強化促進

- ・本町の幹線道路である国道 55 号は、住民の日常生活や産業の支え、町外との連携・交流を促す道路としての役割をはじめ、災害時においても重要な道路となっていることから、関係機関との連携を図りながら道路機能の維持・強化等に努めます。
- ・特に、現在整備中の牟岐バイパスの開通により周辺市町との連携強化や地域の活性化、災害時の緊急輸送道路となる命の道としての活用が期待されることから、早期完成を目指し、整備促進に努めます。

○地域を結ぶ県道等の幹線道路の整備促進

- ・集落間を結び、住民の生活を支える県道の整備・改良を関係機関と連携し、進めていくとともに、町道等の整備・改良に努めます。

○南阿波サンラインの保全と活用

- ・南阿波サンラインは、雄大な太平洋と島しょ部の眺めや星空など魅力的な景観を有していることから風景街道軸として位置づけており、道路の機能維持を図るとともに沿道周辺の景観保全に努めます。
- ・また、本町ならではの魅力として活用を図るため、関係機関と連携を図りながら適正な管理や休憩施設等の整備を推進します。

○生活道路の整備・改良

- ・市街地内の道路は、狭隘な道路が多数見受けられることから、その整備・改良に取り組めます。
- ・交通事故の危険性が高い狭隘な道路の整備・改良にあたっては、待避所や回転場の確保、カーブミラー、ガードレールの設置など、安全の確保に向けた対策を進めていきます。
- ・また、通学路などの歩行者交通量が多い区間においては、沿道の状況も踏まえながら、歩道整備を検討します。
- ・さらに、夜間の通行の安全性を高めるために、適切な場所へ道路照明等の設置を進めていきます。

○都市計画道路の整備

- ・長期間にわたって未整備の都市計画道路については、早期整備に向けて関係機関とともに検討します。

○災害に強い道路ネットワークの形成

- ・国道 55 号をはじめとする徳島県緊急輸送道路に指定された路線を軸としながら、災害時の救援・救助、物資の輸送等を支える災害に強い道路ネットワークの形成に努めます。
- ・大規模な災害時において、避難路となる生活道路については、地震の揺れによる閉塞の危険性などを踏まえながら、その整備・改良に取り組めます。特に、災害の際に損傷が危惧される橋梁については、耐震化に取り組むなど計画的な整備を進めていきます。

○道路の適正な維持管理

- ・各道路管理者と連携を図りながら、住民と協働した草刈や清掃活動などによる道路の適切な維持管理、老朽した道路施設の補修や補強などに取り組み、安全で快適な道路ネットワークの形成に努めます。
- ・また、老朽化が進む道路施設や橋梁等の維持管理・更新等の費用が今後ますます増大することが予想されることから、長寿命化対策に取り組むとともに、交通の事情や地域住民の意向を踏まえながら廃線・廃橋についても検討していきます。

■公共交通

○JR やバス等の利用促進

- ・人口減少やモータリゼーションの進展により、JR やバスの利用者が減少傾向にあり、その維持・存続が課題となっています。そのため、交通事業者や周辺市町、関係機関等との連携のもと、公共交通の利用促進策を検討するとともに、公共交通のサービス水準の向上等を検討していきます。

○出羽島連絡船の利用促進

- ・出羽島連絡船については、船舶等の適切な更新を図りサービス水準の維持・向上に努めます。
- ・また、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けた取組み等により、出羽島への来訪者の増加も見込まれていることから、利用者ニーズに応じたサービス水準の向上に努め、利用促進を図ります。

○新たな公共交通サービスの検討

- ・山間部等の集落では、公共交通空白地域となっている集落も見受けられます。高齢化の進行により、車を運転できない高齢者がさらに増加すると予想される中で、交通手段の確保は重要であり、タクシー助成制度やデマンド型交通など、地域の実情に応じた公共交通サービスを検討していきます。

○県立海部病院へのアクセス手段の確保

- ・県立海部病院の整備にあわせて、住民が利用しやすい交通手段の確保を検討していきます。

○子供たちの通学を支える交通の確保

- ・町内の小学校では、通学範囲が広いため、通学バスの運行を行っています。今後も、子供たちの通学を支えるため、その維持に努めるとともに、地域全体の公共交通の一元管理を検討するなど、効率的な公共交通のあり方を検討していきます。

(3)

都市施設整備の方針

1) 基本的な考え方

公園・緑地、河川、上下水道等の社会基盤は、住民の生活を支える定住基盤としてその整備・充実に努めるとともに、定期点検や台帳整備、維持管理計画等による適正な維持管理に努めていきます。

また、それぞれの社会基盤の整備・維持管理にあたっては、災害に強いまちづくりの実現に向けた施設の耐震化等に努めるとともに、更新費用の平準化やライフサイクルコストの縮減に向けた検討に取り組めます。

2) 整備方針

■公園・緑地の整備方針

○公園・緑地の整備

- ・既存の公園・緑地の施設・設備の充実を図るとともに、住民の交流や憩いの場、さらには災害時における安全なオープンスペースとして、新たな公園・緑地の確保を検討していきます。
- ・公園・緑地の適切な維持管理に向け、地域住民との協働による体制づくりなどを検討していきます。

■河川・海岸整備の方針

○河川整備の促進

- ・台風等の大雨時の増水により洪水の発生が危惧される河川や、堤防等の老朽化が進んでいる河川においては、関係機関との連携により計画的な河川改修や機能維持に取り組めます。
- ・なお、河川改修等にあたっては、水辺環境の保全や水質汚濁の防止などに配慮します。

○海岸保全施設等の改修

- ・老朽化が進む海岸保全施設や漁港施設などは、長寿命化計画の策定などにより適正な維持管理に努めるとともに、南海トラフ巨大地震に関する被害想定を踏まえ、関係機関との連携により防災施設の充実に取り組めます。

■下水道の整備方針

○都市下水路の維持管理・見直し

- ・都市下水路が一部整備されており、適切な維持管理に努めるとともに、未整備区間については、住民ニーズを踏まえながら必要に応じて見直しを行います。

■その他都市施設の整備方針

○ごみ処理施設の適切な維持管理

- ・海部美化センターが供用されているものの、築 30 年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいます。関係機関との連携のもと適切な維持管理に努めるとともに、新たな施設整備等も検討します。

○水道施設の更新

- ・水道施設の老朽化を踏まえ、浄水場や配水池、管路などの計画的な更新に努めるとともに、重要度や優先度を考慮しながら耐震化に取り組めます。

○自然エネルギーの活用

- ・住宅における太陽光発電の設置促進をはじめ、風力、水力、波力・潮力、バイオマスなど、本町の豊かな自然のイメージ向上につなげていくために、環境にやさしいエネルギーの活用を検討していきます。

○公共施設の維持管理

- ・老朽化が進む公共施設等については、適切な維持管理に努めるとともに、必要以上のサービスについては縮小することも検討していきます。
- ・町役場は津波浸水想定区域内に位置することから、住民意向を踏まえつつ防災拠点としての機能強化や移転等を含めて検討していきます。

○学校施設の維持管理と跡地の活用

- ・保・小・中一貫校として新たに整備された学校施設については、適切な維持管理を進めます。
- ・また、旧小学校のグラウンドや体育館では住民のスポーツ活動等で利用されていることから、活動拠点としての機能維持に努めるとともに、地域の活性化や産業振興等に寄与する活用方法を検討していきます。

○休憩所等の整備検討

- ・快適な住環境の形成や周遊機能の強化による観光振興に向け、集いの場となる空間や休憩所、公衆便所等の整備を検討します。

(4)

防災対策の方針

1) 基本的な考え方

南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されている本町においては、“命を守る”ために速やかな避難を行うことを最優先とし、自助・共助・公助を基本とした防災・減災対策の推進を図ります。

また、局地的集中豪雨や台風等による水害・土砂災害などの様々な自然災害に対しても、ハード整備・ソフト施策の両面からの防災・減災対策の推進を図り、全ての住民が安全・安心を実感できる災害に強いまちづくりをめざしていきます。

2) 整備方針

【南海トラフ巨大地震等への対策】

○緊急避難場所（一次避難場所）、避難所（二次避難場所）の確保

- ・市街地においては、津波到達までの時間が短い状況を踏まえ、牟岐町津波避難計画（平成26年3月）に基づく避難体制の充実・強化や高台等の安全な避難場所の確保に努めます。特に、避難行動要支援者の安全確保や避難困難地域の解消等に向けた対策を検討していきます。
- ・主要な避難場所においては、雨露を凌ぐ建屋や照明等の確保、バリアフリー化を行うなど、避難時の一時的な滞在に対応する条件整備に努めます。
- ・地域内における一定期間の孤立への対応や大規模な被災が生じた際の長期避難への対応に向け、二次避難場所の確保に努めるとともに、情報伝達手段の多重化、食料・生活物資や燃料等の備蓄等に取り組めます。

○避難路やオープンスペースの確保

- ・円滑な避難を実現し、人的被害の軽減を図るため、各緊急避難場所への避難路の確保に努めます。
- ・また、主要な避難路については、狭隘道路の改修や沿道の空き家の除去によるオープンスペースの確保等に努めます。

○耐震診断・耐震改修の促進

- ・市街地には老朽化した木造家屋が存在しており、地震時に倒壊の恐れがあるとともに、道路閉塞を招く危険性を有しています。そのため、牟岐町耐震改修促進計画（平成26年4月改定）に基づき、計画的な耐震改修を促します。特に、木造住宅については耐震診断や耐震改修などへの支援等による耐震化の促進に努めます。

○防災拠点の整備

- ・南海トラフ巨大地震の震源モデルをもとに県管理河川や最新の地形データ等を加えた徳島県の津波浸水想定では、町役場が浸水想定区域となっており、町全体が大打撃を受ける可能性があります。そのため、早期の復旧・復興に向けた災害時の活動拠点を確保するための防災拠点機能の整備を検討します。

【風水害対策】

○水害対策の方針

- ・台風や局所的集中豪雨等による河川の増水によって生じる洪水等については、住民の生命・財産を脅かすことから、関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や機能維持等に取り組み、被害の未然防止に努めます。
- ・都市下水路については、集中豪雨等に備えて適正な維持管理に努めます。

○土砂災害対策の方針

- ・本町は、山地に囲まれており、局地的な集中豪雨等による土砂災害の危険性が高い地域となっています。そのため、関係機関と連携を図りながら、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等により、土砂災害対策を推進します。
- ・現在の避難場所は、土砂災害の有する区域に位置することからその見直しを行い、安全な避難場所の確保に努めます。

(5)

自然環境保全の方針

1) 基本的な考え方

本町は、黒潮洗う海岸線や五剣山などの山々、牟岐川などの豊かな自然に恵まれ、海岸線一帯は室戸・阿南海岸国定公園に指定されています。これらの良好な自然環境の保全・継承を基本としつつ、まちづくりにおいて積極的に活用を図ります。

2) 整備方針

○森林の保全・活用

- ・町域の北部に連なる山林については、保安林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、林業振興施策との連携を図りながら、自然体験や学習の場としての活用を図ります。

○田園の保全・活用

- ・農地は、農業が営まれることで維持されることから、農業振興施策と連携を図りながら、耕作放棄地の解消等に努めます。
- ・また、農地を活かした都市農村交流に取り組むなど、多様な主体が支える仕組みづくりを検討していきます。

○水辺環境の保全・活用

- ・沿岸域は、室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けており、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・また、河川や沿岸域の水辺空間は、自然体験や漁業体験など、多様な利用が期待されていることから、自然環境や景観の保全、水産資源の保護などに配慮しつつ、更なる活用を図り、地域の活性化につなげていきます。
- ・中でも、南阿波サンラインなどからみる星空は、遠方から来訪者がある魅力的な資源となっていくことから、阿南工業高等専門学校との連携による天体観測などにも取り組み、よりいっそう注目されるよう努めます。また、地域の魅力的な資源として関係機関との連携により周辺の環境を保全するとともに、さらなる活用に向けた基盤整備などを検討します。

○自然エネルギーの活用

- ・太陽光発電をはじめ、風力、水力、波力・潮力、バイオマスなどの自然エネルギーの活用に取り組む、自然環境にやさしいまちづくりに取り組んでいきます。

(6)

景観形成の方針

1) 基本的な考え方

平成17年に景観法が施行され、景観を整備、保全するための基本理念や住民・事業者・行政の責務が示されました。本町には、未来に引き継ぐべき多くの良好な景観があり、住民共有の財産として、良好な景観の保全・活用に努めます。

2) 整備方針

○豊かな自然景観の保全・活用

- ・五剣山などの山々や、海岸部の美しい海岸線は、重要な景観であり、その保全や活用を図ります。
- ・また、千年サンゴや南阿波サンラインからみる星空などの魅力的な自然資源を有しており、それらを活かした観光やその情報発信に努め、交流人口の拡大を図り、地域の活力向上につなげていきます。

○歴史・文化的な景観の保全・活用

- ・山間部の牛鬼伝説などの伝説が多く残されていることから、地域の文化的財産として伝承するとともに、観光資源として活用を図ります。
- ・八幡神社の祭りをはじめとする地域に根付いた伝統行事については、住民との協働のもと後世へ伝承するとともに、さらなる発展に向けた取組みを検討していきます。

○出羽島の重要伝統的建造物群保存地区への選定

- ・豊かな自然環境と一体をなして歴史的風致を形成している出羽島の伝統的な町並みについて、その環境を保存するため、伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行います。
- ・加えて、出羽島の地域コミュニティの活性化とその継続につなげるため、文化庁の重要伝統的建造物群保存地区へ選定を目指します。

○景観計画の策定の検討

- ・地域住民の自然環境や景観の美しさに対する高い評価を踏まえつつ、地域の良好な景観を守り育てるため、景観行政団体への移行や景観計画の策定について検討していきます。

第4章 地域別構想

地域別構想では、地形条件や集落の形成等を踏まえ、以下の4つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じたまちづくりの方針を定めます。

- (1) 市街地地域
- (2) 山間集落地域
- (3) 沿岸集落地域
- (4) 島しょ（出羽島）地域

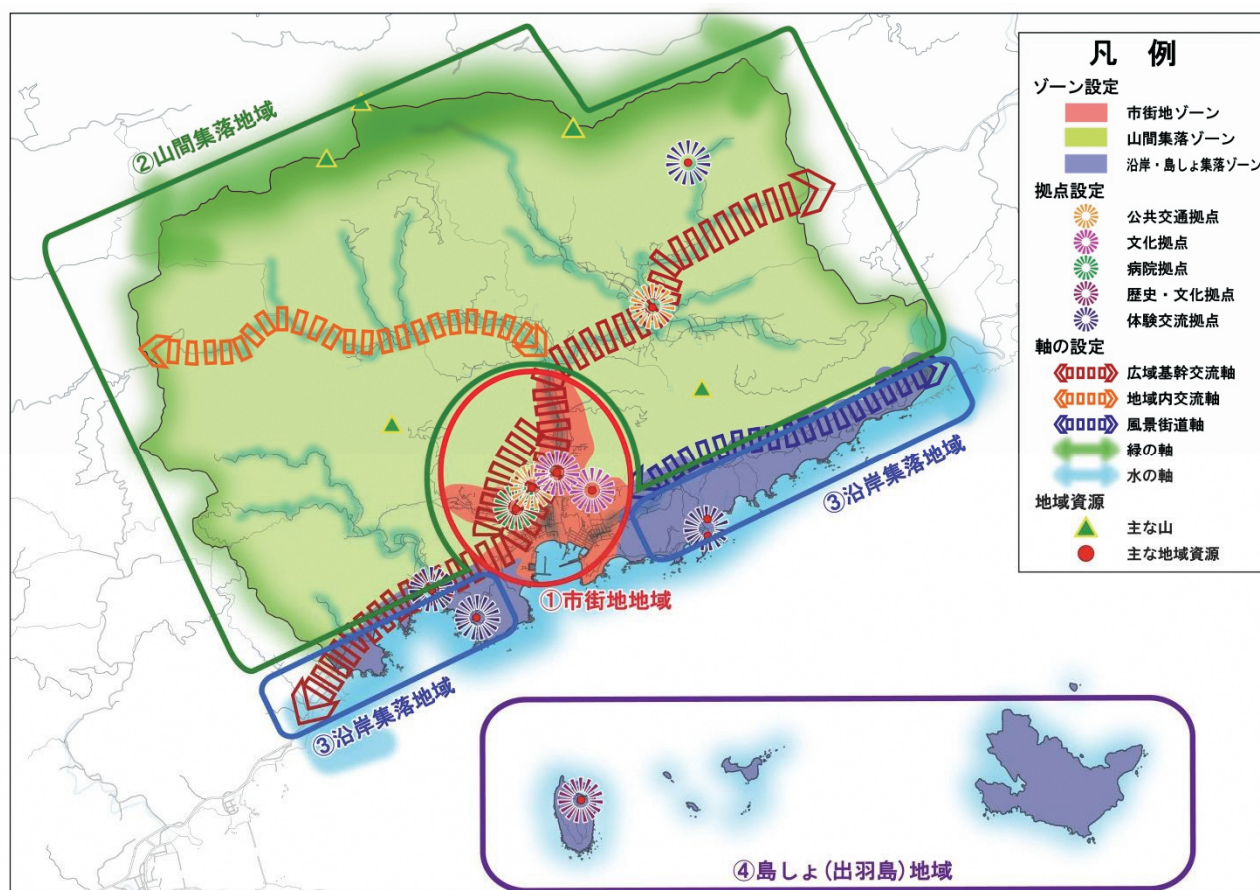


図 地域区分図

4-1 市街地地域

(1) 市街地地域の将来像

コンパクトなまちの特性を活かし、地域をけん引するまちづくり

商業・業務・住宅等の都市機能が集約し、本町の生活・文化・経済等の核となる地域として、定住環境の向上や産業振興等に取り組み、地域をけん引するまちづくりに取り組みます。

(2) 市街地地域の分野別の整備方針

1) 土地利用と市街地整備の方針

○商業・業務系土地利用

- ・牟岐駅周辺や中央商店街、町役場周辺等は、本町の商業・業務系施設の核となる地域として、既存商店街や企業等の活動支援、町並み保全に努めるとともに、新たな商業・業務施設の誘致等に努めます。
- ・また、増えつつある空き店舗については、商業振興施策と連携を図りながら、多様な活用方策を検討していきます。
- ・特に、空き家・空き店舗を活用した新産業の創出や牟岐町版サテライトオフィスの誘致、地域住民との連携による中央商店街の再興等の取組を検討していきます。

○沿道商業系土地利用

- ・本町の幹線道路である国道 55 号沿いの地域は、活力やにぎわいを形成する軸として、地域住民や来訪者へのサービス向上に寄与する商業地の形成を促します。

○居住系土地利用

- ・既存の土地利用を基本としながら、住環境の向上に努めつつ、良好な住宅地の形成を図ります。
- ・また、市街地は古くから形成されてきた町並みであり、老朽木造家屋の密集も見受けられることから、地域住民の意向を踏まえながら、市街地の再編、空き家の除却や道路の拡幅などにより、安全な住環境の整備に努めます。
- ・空き家については、除却だけでなく所有者と借り手・買い手とのマッチングを支援するなど、移住者等の定住を促進します。
- ・海の総合文化センター・図書館、市宇ヶ丘学園、町民体育館、牟岐海洋センター（プール）などの施設の集積を活かし、生涯学習や教育・文化等の活動拠点の形成を促します。



海の総合文化センター

○自然系土地利用

- ・市街地を取り囲む緑や水、海岸等の自然環境の保全に努めるとともに、それらの自然と触れ合える条件整備等を検討していきます。
- ・牟岐漁港（牟岐港）周辺においては、漁業振興施策との連携のもと、漁業生産機能の保全を図るとともに、出羽島への窓口としての機能強化に努めます。

○適正な土地利用の規制・誘導

- ・都市計画区域内においても本町の中心となる地域として、既成市街地のコンパクト性を活かしながら、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、定住環境等の向上を図ります。
- ・地域の活性化等につながる新たな土地利用の必要性が生じた際には、地域住民の意向や周辺土地利用との整合を図りながら、計画的な土地利用を検討していきます。

○災害リスクを踏まえた新たな市街地の検討

- ・市街地の大部分が津波浸水想定区域に位置することから、地域住民の「安全な場所に住みたい」という意向等を踏まえつつ、安全な高台への公共施設の移転や新たな居住地の確保などの検討に取り組めます。

○新たな拠点周辺の整備

- ・海部病院の移転先周辺については、地域の新たな拠点として、周辺整備に取り組んでいきます。
- ・また、移転後の跡地利用が課題となることから、津波の浸水想定区域内にある災害リスクへの配慮や地域住民の意向等を踏まえつつ、地域の活性化等につながる跡地利用を検討していきます。

2) 道路・交通施設整備の方針

【道路】

○地域内外を結ぶ主要幹線道路の強化促進

- ・本町の幹線道路である国道 55 号は、住民の日常生活や産業の支え、町外との連携・交流を促す道路としての役割をはじめ、災害時においても重要な道路となっています。そのため、関係機関と連携を図りながら、道路機能の維持・強化等に努めます。
- ・現在整備中の牟岐バイパスの整備により、市街地内を走る現道の旅行速度の向上や安全性向上等が期待される一方で、国道 55 号の交通量の減少に伴う沿道商業施設の衰退等、にぎわいの喪失が懸念されます。これらの対応に向け、中心部における魅力の向上をはじめとした活性化対策等を検討していきます。

○地域を結ぶ県道等の幹線道路の整備促進

- ・集落間を結び、住民の生活を支える県道の整備・改良を関係機関と連携して取り組むとともに、町

道等の整備・改良に努めます。

○生活道路の整備・改良

- ・市街地内の道路は、狭隘な道路が多数見受けられることから、その整備・改良に取り組めます。
- ・交通事故の危険性が高い狭隘な道路の整備・改良にあたっては、待避所や回転場の確保、カーブミラー、ガードレールの設置など、安全の確保に向けた対策を進めていきます。
- ・また、通学路などの歩行者交通量が多い区間においては、沿道の状況も踏まえながら、歩道整備を検討します。
- ・さらに、夜間の通行の安全性を高めるために、適切な場所へ道路照明等の設置を進めていきます。

○都市計画道路の整備

- ・長期間にわたって未整備の都市計画道路については、早期整備に向けて関係機関とともに検討します。

○災害に強い道路ネットワークの形成

- ・国道 55 号をはじめとする徳島県緊急輸送道路に指定された路線を軸としながら、災害時の救援・救助、物資の輸送等を支える災害に強い道路ネットワークの形成に努めます。
- ・大規模な災害時において、避難路となる生活道路については、地震の揺れによる閉塞の危険性などを踏まえながら、その整備・改良に取り組めます。特に、災害の際に損傷が危惧される橋梁については、耐震化に取り組むなど計画的な整備を進めていきます。

【公共交通】

○JR やバス等の利用促進

- ・公共交通の利用促進や歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、本町の玄関口であり、交通結節点となっている牟岐駅の周辺の魅力向上や環境整備等に努めます。



JR 牟岐駅

○出羽島連絡船の利用促進

- ・出羽島の重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けた取り組み等により、出羽島への来訪者の増加も見込まれていることから、利用者ニーズに応じたサービス水準の向上や玄関口となる牟岐港の機能強化等に努め、利用促進を図ります。

○県立海部病院へのアクセス手段の確保

- ・県立海部病院の整備にあわせて、住民が利用しやすい交通手段の確保を検討していきます。

3) 都市施設整備の方針

【公園・緑地】

○公園・緑地の整備

- ・都市計画公園である大牟岐田児童公園をはじめ、既存の公園・緑地の施設・設備の充実を図ります。
- ・既存の市街地においては、空き家の除却等の取組みを踏まえつつ、住民の交流や憩いの場、さらには災害時における安全なオープンスペースとして、新たな公園・緑地の確保を検討していきます。
- ・公園・緑地の適切な維持管理に向け、地域住民との協働による体制づくりなどを検討していきます。

【河川・海岸整備】

○河川整備の促進

- ・牟岐川をはじめ、台風等の大雨時の増水により洪水の発生が危惧される河川や、堤防等の老朽化が進んでいる河川においては、関係機関との連携により計画的な河川改修や機能維持に取り組めます。
- ・なお、河川改修等にあたっては、水辺環境の保全や水質汚濁の防止などに配慮します。

○海岸保全施設等の改修

- ・老朽化が進む海岸保全施設や漁港施設などは、長寿命化計画の策定などにより、適正な維持管理に努めるとともに、南海トラフ巨大地震に関する被害想定を踏まえ、関係機関との連携により防災施設の充実に取り組めます。



牟岐漁港

【下水道】

○都市下水路の維持管理・見直し

- ・市街地では、都市下水路が一部整備されており、適切な維持管理に努めるとともに、未整備区間については、住民ニーズを踏まえながら必要に応じて見直しを行います。

【その他都市施設】

○水道施設の更新

- ・水道施設の老朽化を踏まえ、浄水場や配水池、管路などの計画的な更新に努めるとともに、重要度や優先度を考慮しながら耐震化に取り組めます。

○公共施設の維持管理

- ・老朽化が進む公共施設等については、適切な維持管理に努めるとともに、必要以上のサービスについては縮小することも検討していきます。
- ・町役場は津波浸水想定区域内に位置することから、住民意向を踏まえつつ防災拠点としての機能強化や移転等を含めて検討していきます。

○学校施設の維持管理と跡地の活用

- ・保・小・中一貫校として新たに整備された学校施設については、適切な維持管理を進めます。
- ・また、旧小学校のグラウンドや体育館では住民のスポーツ活動等で利用されていることから、活動拠点としての機能維持に努めるとともに、地域の活性化や産業振興等に寄与する活用方法を検討していきます。



牟岐保育園

○休憩所等の整備検討

- ・JR やバス停と出羽島観光連絡船を結ぶ動線をはじめ、町内外の住民の交流拠点となる場所等において、快適な住環境の形成や周遊機能の強化による観光振興に向け、集いの場となる空間や休憩所、公衆便所等の整備を検討します。

4) 防災対策の方針

【南海トラフ巨大地震等への対策】

○緊急避難場所（一次避難場所）、避難所（二次避難場所）の確保

- ・市街地においては、津波到達までの時間が短い状況を踏まえ、牟岐町津波避難計画（平成 26 年 3 月）に基づく避難体制の充実・強化や高台等の安全な避難場所の確保に努めます。特に、避難行動要支援者の安全確保や避難困難地域の解消等に向けた対策を検討していきます。
- ・主要な避難場所においては、雨露を凌ぐ建屋や照明等の確保、バリアフリー化を行うなど、避難時の一時的な滞在に対応する条件整備に努めます。
- ・地域内における一定期間の孤立への対応や大規模な被災が生じた際の長期避難への対応に向け、二次避難場所の確保に努めます。

○避難路やオープンスペースの確保

- ・円滑な避難を実現し、人的被害の軽減を図るため、各緊急避難場所への避難路の確保に努めます。
- ・また、主要な避難路については、狹隘道路の改修や沿道の空き家の除去によるオープンスペースの確保等に努めます。

○耐震診断・耐震改修の促進

- ・市街地には老朽化した木造家屋が存在しており、地震時に倒壊の恐れがあるとともに、道路閉塞を招く危険性を有しています。そのため、牟岐町耐震改修促進計画（平成 26 年 4 月改定）に基づき、計画的な耐震改修を促します。特に、木造住宅については耐震診断や耐震改修などへの支援等による耐震化の促進に努めます。

○防災拠点の整備

- ・徳島県の津波浸水想定では、町役場が浸水想定区域となっており、町全体が大打撃を受ける可能性があります。そのため、早期の復旧・復興に向けた災害時の活動拠点を確保するための防災拠点機能の整備を検討します。

【風水害対策】

○水害対策の方針

- ・台風や局所的集中豪雨等による河川の増水によって生じる洪水等については、住民の生命・財産を脅かすことから、関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や機能維持等に取り組み、被害の未然防止に努めます。
- ・都市下水路については、集中豪雨等に備えて適正な維持管理に努めます。

5) 自然環境保全の方針

○自然環境の保全・活用

- ・市街地を取り囲む緑や水、海岸等の自然環境の保全に努めるとともに、それらの自然と触れ合える条件整備等を検討していきます。

○自然エネルギーの活用

- ・住宅における太陽光発電の設置促進をはじめ、風力、水力、波力・潮力、バイオマスなど、本町の豊かな自然のイメージ向上につなげていくために、環境にやさしいエネルギーの活用を検討していきます。

6) 景観形成の方針

○歴史・文化的な景観の保全・活用

- ・八幡神社の祭りをはじめとする地域に根付いた伝統行事については、住民との協働のもと後世へ伝承するとともに、さらなる発展に向けた取組みを検討していきます。

○景観まちづくりの推進

- ・人が住み続け、様々な活動を行うことが、町並み保存や周辺の自然等の景観を守るとの認識のもと、多様な視点で景観まちづくりに取組みます。

4-2 山間集落地域

(1) 山間集落地域の将来像

豊かな緑に囲まれた魅力あるまちづくり

周囲を囲む山々や田園が広がる地域の特性を活かしつつ、生活・生産の場としての維持・発展に向けた多様な取組みを展開し、里山・田園・清流等が調和した魅力あるまちづくりをめざします。

(2) 山間集落地域の分野別の整備方針

1) 土地利用と集落整備の方針

○山間・田園居住系土地利用

- ・人口流出に歯止めをかけるため、生活基盤の整備などに努め、良好な住環境の形成を図ります。特に、辺川駅周辺は、その交通利便性を活かしつつ、人口の定着を促します。
- ・農地は、食料の生産基盤であるとともに、貴重な緑の空間となっていることから、農業振興施策との連携のもと、その保全に努めます。
- ・また、関係機関との連携のもと、生産された農産物を加工して販売する仕組みづくりを検討するなど、活力ある地域づくりを目指します。
- ・周辺地域の交流人口の増加を図るため、ウォーキングコースの整備や休憩所、直売所の設置を図ります。

○沿道の土地利用

- ・本町の幹線道路である国道 55 号沿いの地域は、利便性の高い居住地として、また、活力やにぎわいを形成する軸として、良好な住環境の形成とともに、地域住民や来訪者へのサービス向上に寄与する商業・業務地の形成を促します。

○自然系土地利用

- ・北部に連なる胴切山や五剣山、矢筈山などの山々は、地域住民や来訪者に対して、憩いややすらぎを与えるものとなっており、林業施策と連携を図りながら、林業体験や自然活動、ウォーキング、登山等の活動を促す条件整備に努めます。

○適正な土地利用の規制・誘導

- ・都市計画区域内においては、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、定住環境等の向上を図ります。
- ・都市計画区域外の地域は、農業振興施策や周辺環境などとの調和を図りながら、良好な住環境の

形成を図ります。

- ・地域の活性化等につながる新たな土地利用の必要性が生じた際には、地域住民の意向や周辺土地利用との整合を図りながら、計画的な土地利用を検討していきます。

○災害リスクを踏まえた安全な居住地の確保

- ・土砂災害（特別）警戒区域等の危険性を有する地域においては、地域住民の「安全な場所に住みたい」という意向を踏まえつつ、適切な規制・誘導を促します。
- ・南海トラフ巨大地震等による津波被害は少ないことから、関係機関との連携のもと、応急仮設住宅や災害公営住宅の建設用地などの候補地の選定等に取り組めます。

○交流拠点の再整備

- ・旧鬼ヶ岩屋温泉跡地は、豊かな自然環境に囲まれた空間であり、地域の活性化や住民福祉の向上に寄与する活動拠点として、その活用を検討していきます。

2) 道路・交通施設整備の方針

【道路】

○地域内外を結ぶ主要幹線道路の強化促進

- ・本町の幹線道路である国道 55 号は、住民の日常生活や産業の支え、町外との連携・交流を促す道路としての役割をはじめ、災害時においても重要な道路となっていることから、関係機関との連携を図りながら、道路機能の維持・強化等に努めます。
- ・現在整備中の牟岐バイパスの起点・終点を有する地域であり、新たな拠点の形成など、魅力の創出等に努めます。

○地域を結ぶ県道等の幹線道路の整備促進

- ・集落間を結び、住民の生活を支える県道の整備・改良を関係機関と連携して取り組むとともに、町道等の整備・改良に努めます。

○生活道路の整備・改良

- ・交通事故の危険性が高い狭隘な道路の整備・改良にあたっては、待避所や回転場の確保、カーブミラー、ガードレールの設置など、安全の確保に向けた対策を進めていきます。
- ・さらに、夜間の通行の安全性を高めるために、適切な場所へ道路照明等の設置を進めていきます。

○災害に強い道路ネットワークの形成

- ・国道 55 号をはじめとする徳島県緊急輸送道路に指定された路線を軸としながら、災害時の救援・救助、物資の輸送等を支える災害に強い道路ネットワークの形成に努めます。
- ・大規模な災害時には、法面の崩壊や橋梁の損傷等により地域の孤立が懸念されることから、

その対策について関係機関と連携を図りながら取組めます。

【公共交通】

○JR やバス等の利用促進

- ・公共交通の利用促進に向け、辺川駅の周辺の魅力向上や環境整備等に努めます。

○新たな公共交通サービスの検討

- ・山間部等の集落では、公共交通空白地域となっている集落も見受けられます。高齢化の進行により、車を運転できない高齢者がさらに増加すると予想される中で、交通手段の確保は重要であり、タクシー助成制度やデマンド型交通など、地域の実情に応じた公共交通サービスを検討していきます。

3) 都市施設整備の方針

【公園・緑地】

○公園・緑地の整備

- ・既存の公園・緑地の施設・設備の充実を図るとともに、豊かな自然環境を活かし、町内外から人々が訪れる公園・緑地の整備等を検討していきます。
- ・旧鬼ヶ岩屋温泉跡地等の拠点となる施設・空間を活かしつつ、緑や水といった豊かな自然環境を活かしつつ、自然とのふれあいや自然体験を提供する場の確保に努めます。

【河川・海岸整備】

○河川整備の促進

- ・台風等の大雨時の増水により洪水の発生が危惧される河川や、堤防等の老朽化が進んでいる河川においては、関係機関との連携により計画的な河川改修や機能維持に取り組めます。
- ・なお、河川改修等に当たっては、水辺環境の保全や水質汚濁の防止などに配慮します。

【下水道】

○下水道の整備

- ・生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置等を促します。

【その他都市施設】

○ごみ処理施設の適切な維持管理

- ・海部美化センターが供用されているものの、築 30 年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいます。関係機関との連携のもと適切な維持管理に努めるとともに、新たな施設整備等も検討します。

○水道施設の更新

- ・水道施設の老朽化を踏まえ、浄水場や配水池、管路などの計画的な更新に努めるとともに、重要度や優先度を考慮しながら耐震化に取り組めます。

○休憩所等の整備検討

- ・旧鬼ヶ岩屋温泉等の、快適な住環境の形成や周遊機能の強化による観光振興に向け、集いの場となる空間や休憩所、公衆便所等の整備を検討します。

4) 防災対策の方針

【南海トラフ巨大地震等への対策】

○緊急避難場所（一次避難場所）、避難所（二次避難場所）の確保

- ・津波による被害が少ないという地域特性を踏まえ、大規模災害時における避難所（二次避難場所）等の確保に努めます。
- ・大規模な災害時においては、法面の崩壊や橋梁の損傷等により地域の孤立が懸念されることから、備蓄品の確保等の孤立対策に努めます。

○耐震診断・耐震改修の促進

- ・揺れの被害から“命を守る”ことを前提に、耐震診断・耐震改修などに取り組めます。

【風水害対策】

○水害対策の方針

- ・台風や局所的集中豪雨等による河川の増水によって生じる洪水等については、住民の生命・財産を脅かすことから、関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や機能維持等に取り組む、被害の未然防止に努めます。

○土砂災害対策の方針

- ・本地域は、山地に囲まれており、局地的な集中豪雨等による土砂災害の危険性が高い地域となっています。そのため、関係機関と連携を図りながら、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等により、土砂災害対策を推進します。
- ・現在の避難場所は、土砂災害の有する区域に位置することからその見直しを行い、安全な避難場所の確保に努めます。

5) 自然環境保全の方針

○森林の保全・活用

- ・町域の北部に連なる山林については、保安林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、林業振興施策との連携を図りながら、自然体験や学習の場としての活用を図ります。

○田園の保全・活用

- ・農地は、農業が営まれることで維持されることから、農業振興施策と連携を図りながら、耕作放棄地の解消等に努めます。
- ・また、農地を活かした都市農村交流に取り組むなど、多様な主体が支える仕組みづくりを検討していきます。

○水辺環境の保全・活用

- ・「とどろの滝」や「喜来の滝」等の癒しの場となる自然資源の保全を図るとともに、情報発信の強化に努め、交流資源等として活用を図ります。

○自然エネルギーの活用

- ・住宅における太陽光発電の設置促進をはじめ、風力、水力、バイオマスなど、本町の豊かな自然のイメージ向上につなげていくために、環境にやさしいエネルギーの活用を検討していきます。

6) 景観形成の方針

○豊かな自然景観の保全・活用

- ・五剣山などの山々や山間部を流れる河川は、重要な景観であり、その保全や活用を図ります。

○歴史・文化的な景観の保全・活用

- ・山間部の牛鬼伝説などの伝説が多く残されていることから、地域の文化的財産として伝承するとともに、観光資源として活用を図ります。

○景観まちづくりの推進

- ・人が住み続け、営農活動をはじめとした様々な活動を行うことが、町並み保存や周辺の自然等の景観を守るとの認識のもと、多様な視点で景観まちづくりに取り組みます。

4-3 沿岸集落地域

(1) 沿岸集落地域の将来像

黒潮の流れの中で、人・自然と出会うまちづくり

本地域は、室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けている海岸部であり、多くの人が訪れる地域となっています。今後も多様な地域資源を活かしつつ、町内外の人の交流の場として、また、豊かな自然と触れ合う場として、定住・交流環境の向上に努めます。

(2) 沿岸集落地域の分野別の整備方針

1) 土地利用と集落整備の方針

○沿岸居住系土地利用

- ・沿岸に点在する集落においては、人口流出に歯止めをかけるため、生活基盤の整備などに努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ・美しい海岸景観をはじめ、豊かな自然や動植物の生育・生息地、農地などの自然環境の保全を図るとともに、本町の交流資源として活用を進めます。
- ・牟岐漁港（古牟岐）周辺においては、漁業振興施策との連携のもと、漁業生産機能の保全を図るとともに、モラスコむぎ等の交流拠点との連携強化等に取り組めます。
- ・また、関係機関との連携のもと、漁業生産物を加工して販売する仕組みづくりを検討するなど、活力ある地域づくりを目指します。

○自然系土地利用

- ・海岸部である本地域は、室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けるなど、豊かな自然環境を有しています。
- ・白砂青松の絶景が広がる内妻海岸、ダイビングの拠点となっているモラスコむぎなどの体験交流拠点の更なる活用に向け、自然環境や景観の保全、水産資源の保護などに配慮しつつ、総合的な利用に努めます。
- ・また、古道の面影を残す土佐街道は、遍路道やウォーキングコースとして親しまれていることから、周辺環境を含めて保全・活用に努めます。



モラスコむぎ

○適正な土地利用の規制・誘導

- ・農業振興施策や漁業振興施策、周辺環境などとの調和を図りながら、良好な住環境の形成を図り

ます。

- ・地域の活性化や安心なまちの実現に向けた新たな土地利用の必要性が生じた際には、地域住民の意向や周辺土地利用との整合を図りながら、計画的な土地利用を検討していきます。

○災害リスクを踏まえた新たな市街地の検討

- ・海岸沿いの低地部分の大部分が津波浸水想定区域内に位置することから、地域住民の「安全な場所に住みたい」という意向等を踏まえつつ、安全な高台への公共施設の移転や新たな居住地の確保の検討などに取組みます。

2) 道路・交通施設整備の方針

【道路】

○地域を結ぶ県道等の幹線道路の整備促進

- ・集落間を結び、住民の生活を支える県道の整備・改良を関係機関と連携して進めていくとともに、町道等の整備・改良に努めます。

○南阿波サンラインの保全と活用

- ・南阿波サンラインは、雄大な太平洋と島しょ部の眺めや星空など魅力的な景観を有していることから風景街道軸として位置づけており、道路の機能維持を図るとともに沿道周辺の景観保全に努めます。
- ・また、本町ならではの魅力として活用を図るため、関係機関と連携を図りながら適正な管理や休憩施設等の整備を推進します。

○生活道路の整備・改良

- ・交通事故の危険性が高い狭隘な道路の整備・改良にあたっては、待避所や回転場の確保、カーブミラー、ガードレールの設置など、安全の確保に向けた対策を進めていきます。
- ・さらに、夜間の通行の安全性を高めるために、適切な場所へ道路照明等の設置を進めていきます。

【公共交通】

○新たな公共交通サービスの検討

- ・沿岸部の点在している集落等では、公共交通空白地域となっている集落も見受けられます。高齢化の進行により、車を運転できない高齢者がさらに増加すると予想される中で、交通手段の確保は重要であり、タクシー助成制度やデマンド型交通など、地域の実情に応じた公共交通サービスを検討していきます。

3) 都市施設整備の方針

【公園・緑地】

○公園・緑地の整備

- ・都市公園である内妻公園をはじめ、既存の公園・緑地の施設・設備の充実を図ります。
- ・南阿波サンライン沿いに広がる展望台等については、関係機関と連携を図りながら、その適切な維持管理を図るとともに、更なる来訪者の確保に向け、情報発信の強化等に取り組めます。



内妻公園

【河川・海岸整備】

○河川整備の促進

- ・台風等の大雨時の増水により洪水の発生が危惧される河川や、堤防等の老朽化が進んでいる河川においては、関係機関との連携により計画的な河川改修や機能維持に取り組めます。
- ・なお、河川改修等にあたっては、水辺環境の保全や水質汚濁の防止などに配慮します。

○海岸保全施設等の改修

- ・老朽化が進む海岸保全施設や漁港施設などは、長寿命化計画の策定などにより、適正な維持管理に努めるとともに、南海トラフ巨大地震に関する被害想定を踏まえ、関係機関との連携により防災施設の充実に取り組めます。

【下水道】

○下水道の整備

- ・生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置等を促します。

【その他都市施設】

○水道施設の更新

- ・水道施設の老朽化を踏まえ、浄水場や配水池、管路などの計画的な更新に努めるとともに、重要度や優先度を考慮しながら耐震化に取り組めます。

○休憩所等の整備検討

- ・南阿波サンライン沿いでは、眺望や星空を楽しむために町内外から多くの人が訪れていることから、さらなる来訪者の確保やイメージ向上に向け、集いの場となる空間や休憩所、公衆便所等の整備を検討します。

4) 防災対策の方針

【南海トラフ巨大地震等への対策】

○緊急避難場所（一次避難場所）、避難所（二次避難場所）の確保

- ・津波到達までの時間が短い状況を踏まえ、牟岐町津波避難計画（平成26年3月）に基づく避難体制の充実・強化や高台等の安全な避難場所の確保に努めます。また、国道55号の通過交通や来訪者等の円滑な避難を促すための標識等の整備に取組みます。
- ・主要な避難場所においては、雨露を凌ぐ建屋や照明等の確保、バリアフリー化を行うなど、避難時の一時的な滞在に対応する条件整備に努めます。

○避難路やオープンスペースの確保

- ・円滑な避難を実現し、人的被害の軽減を図るため、各緊急避難場所への避難路の確保に努めます。

○耐震診断・耐震改修の促進

- ・老朽化した木造家屋については、地震時に倒壊の恐れがあるとともに、道路閉塞を招く危険性を有しています。そのため、牟岐町耐震改修促進計画（平成26年4月改定）に基づき、計画的な耐震改修を促します。特に、耐震診断や耐震改修などへの支援等による耐震化の促進に努めます。

【風水害対策】

○土砂災害対策の方針

- ・沿岸集落地域を横断する道路等は脆弱な状況にあり、局地的な集中豪雨による土砂災害等によって道路の断絶等が懸念されることから、関係機関と連携を図りながら、ネットワークの強化や孤立対策の充実等に努めます。

5) 自然環境保全の方針

○森林の保全・活用

- ・町域の北部に連なる山林については、保安林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、林業振興施策との連携を図りながら、自然体験や学習の場としての活用を図ります。

○水辺環境の保全・活用

- ・沿岸域は、室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けており、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・また、河川や沿岸域の水辺空間は、自然体験や漁業体験など、多様な利用が期待されていることから、自然環境や景観の保全、水産資源の保護などに配慮しつつ、更なる活用を図り、地域の活性化につなげていきます。
- ・中でも、南阿波サンラインなどからみる星空は、遠方からの来訪があることから、阿南工業高等専門学校との連携による天体観測などにも取組み、よりいっそう注目されるよう努めます。また、地域の魅力的な資源として関係機関との連携により周辺の環境を保全するとともに、さらなる活

用に向けた基盤整備などを検討します。

○自然エネルギーの活用

- ・住宅における太陽光発電の設置促進をはじめ、風力、水力、波力・潮力など、本町の豊かな自然のイメージ向上につなげていくために、環境にやさしいエネルギーの活用を検討していきます。

6) 景観形成の方針

○豊かな自然景観の保全・活用

- ・千年サンゴや南阿波サンラインからみる星空などの魅力的な自然資源を有しており、それらを活かした観光やその情報発信に努め、交流人口の拡大を図り、地域の活力向上につなげていきます。
- ・南阿波サンラインは「～オーシャンビュー～南阿波サンライン・風景街道」として登録されたことから、その景観を守り育てるとともに、交流資源として更なる活用を図ります。

○景観まちづくりの推進

- ・人が住み続け、様々な活動を行うことが、町並み保存や周辺の自然等の景観を守るとの認識のもと、多様な視点で景観まちづくりに取り組みます。



アワビ祭り

4-4 島しょ（出羽島）地域

（１）島しょ地域の将来像

出羽島の町並みや大島の自然等を活かした交流舞台のまちづくり

出羽島の歴史・文化的な町並みや大島に残される手付かずの自然を活かし、多様な人の交流の場として充実を図ります。

（２）島しょ地域の分野別の整備方針

1）土地利用と集落整備の方針

○島しょ居住系土地利用

- ・人口流出に歯止めをかけるため、生活基盤の整備などに努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ・特に、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けた取組みを踏まえつつ、伝統的な町並みの保全・活用により、地域の維持・活性化つなげていきます。
- ・美しい海岸景観や豊かな自然、動植物の生育・生息地、農地の保全を図るとともに、本町の交流資源として活用を進めます。
- ・出羽島漁港周辺においては、漁業振興施策との連携のもと、漁業生産機能の保全を図ります。
- ・また、関係機関との連携のもと、漁業生産物を加工して販売する仕組みづくりを検討するなど、活力ある地域づくりを目指します。



出羽島全景

○自然系土地利用

- ・本町は、海岸部が室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けるなど、豊かな自然環境を有しています。
- ・町並み保存の取組みが進められている出羽島、千年サンゴを有しダイビングや釣りなどの名所として知名度が高い大島など、それぞれの島の特性を活かし、自然環境や景観の保全、水産資源の保護などに配慮しつつ、総合的な利用に努めます。

○適正な土地利用の規制・誘導

- ・出羽島においては、重要伝統的建造物群保存地区の選定を見据え、町並み・景観の保全を前提とした、計画的な土地利用を検討していきます。
- ・無人島となっている大島においては、豊かな自然の保全を基本に、所有者の理解と協力を得なが

ら、体験・交流拠点としての活用を促す環境整備等を検討していきます。

○災害リスクを踏まえた新たな市街地の検討

- ・南海トラフ巨大地震等による津波被害が想定されることから、津波避難場所の周知等に努め、避難の徹底を図ります。
- ・また、大規模な津波災害が発生した際には、島の孤立が懸念されるため、2次避難以降の対応の強化を検討していきます。

2) 道路・交通施設整備の方針

【道路】

○生活道路の整備・改良

- ・出羽島島内の道路整備に当たっては、町並み・景観の保全との調和を図りつつ、趣のあるみちづくりを検討していきます。

【公共交通】

○出羽島連絡船の利用促進

- ・出羽島連絡船については、船舶等の適切な更新を図りサービス水準の維持・向上に努めます。
- ・また、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けた取組み等により、出羽島への来訪者の増加も見込まれていることから、利用者ニーズに応じたサービス水準の向上や玄関口となる出羽島港の機能強化等に努め、利用促進を図ります。



出羽島連絡船

3) 都市施設整備の方針

【河川・海岸整備】

○海岸保全施設等の改修

- ・老朽化が進む海岸保全施設や漁港施設などは、長寿命化計画の策定などにより、適正な維持管理に努めるとともに、南海トラフ巨大地震に関する被害想定を踏まえ、関係機関との連携により防災施設の充実に取組みます。

【下水道】

○下水道の整備

- ・生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置等を促します。

【その他都市施設】

○水道施設の更新

- ・水道施設の老朽化を踏まえ、浄水場や配水池、管路などの計画的な更新に努めるとともに、重要度や優先度を考慮しながら耐震化に取り組めます。

○休憩所等の整備検討

- ・数多くの来訪者が訪れる出羽島において、島内の周遊を促すための環境整備として、集いの場となる空間や休憩所、公衆便所等の整備を検討します。

4) 防災対策の方針

【南海トラフ巨大地震等への対策】

○緊急避難場所（一次避難場所）、避難所（二次避難場所）の確保

- ・津波到達までの時間が短い状況を踏まえ、高台等の安全な避難場所の確保に努めます。また、出羽島に訪れた観光客等の円滑な避難を促すための情報発信の強化に取り組めます。
- ・揺れや津波等により出羽島港が被災し、島自体が孤立するおそれがあることから、孤立への備えの充実を図るとともに、関係機関との連携のもと航路啓開の検討等に取り組めます。

○避難路やオープンスペースの確保

- ・円滑な避難を実現し、人的被害の軽減を図るため、各緊急避難場所への避難路の確保に努めます。

○耐震診断・耐震改修の促進

- ・老朽化した木造家屋については、地震時に倒壊の恐れがあるとともに、道路閉塞を招く危険性を有しています。そのため、耐震診断や耐震改修などへの支援等による耐震化の促進に努めます。
- ・なお、耐震化の促進にあたっては、「出羽島伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」に基づく町並み保全との整合を図りながら取り組むものとします。

【風水害対策】

○風水害対策の方針

- ・台風等による連絡船の運休など、島全体の孤立が懸念されることから、関係機関と連携を図りながら、情報伝達体制の強化や孤立対策の充実等に努めます。

5) 自然環境保全の方針

○水辺環境の保全・活用

- ・島しょ地域は、室戸・阿南海岸国定公園の指定を受けており、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・また、沿岸域の水辺空間は、自然体験や漁業体験など、多様な利用が期待されていることから、自然環境や景観の保全、水産資源の保護などに配慮しつつ、更なる活用を図り、地域の活性化に

つなげていきます。

- ・中でも、手つかずの自然が数多く残る大島については、本町の貴重な資源として、その保全・活用施策を検討していきます。

○自然エネルギーの活用

- ・豊かな海を活かし、風力や波力・潮力など、本地域の豊かな自然のイメージ向上につなげていくために、環境にやさしいエネルギーの活用を検討していきます。

6) 景観形成の方針

○豊かな自然景観の保全・活用

- ・千年サンゴや手つかずの自然が残されている大島などの魅力的な自然資源を有しており、それらを活かした観光やその情報発信に努め、交流人口の拡大を図り、地域の活力向上につなげていきます。



千年サンゴ

○出羽島の重要伝統的建造物群保存地区への選定

- ・豊かな自然環境と一体をなして歴史的風致を形成している出羽島の伝統的な町並みについて、その環境を保存するため、伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行います。
- ・加えて、出羽島の地域コミュニティの活性化とその継続につなげるため、文化庁の重要伝統的建造物群保存地区へ選定を目指します。



出羽島の町並み

○景観まちづくりの推進

- ・本町における景観形成の先導的な役割を担う地区として、伝統的建造物群保存地区をはじめ、島全体で良好な景観形成に取り組めます。また、島全体を景観計画区域とした景観計画の策定等を検討していきます。
- ・人が住み続け、様々な活動を行うことが、町並み保存や周辺の自然等の景観を守るとの認識のもと、多様な視点で景観まちづくりに取り組めます。

第5章 まちづくりの推進方策

5-1 計画の推進にあたって

(1) 協働のまちづくり

まちづくりには、住民や事業者の活動そのものが重要な役割を担っています。本計画に掲げた将来像や目標の実現をめざして、住民と事業者、行政が一体となった「協働のまちづくり」のもとで、計画の推進を図ります。

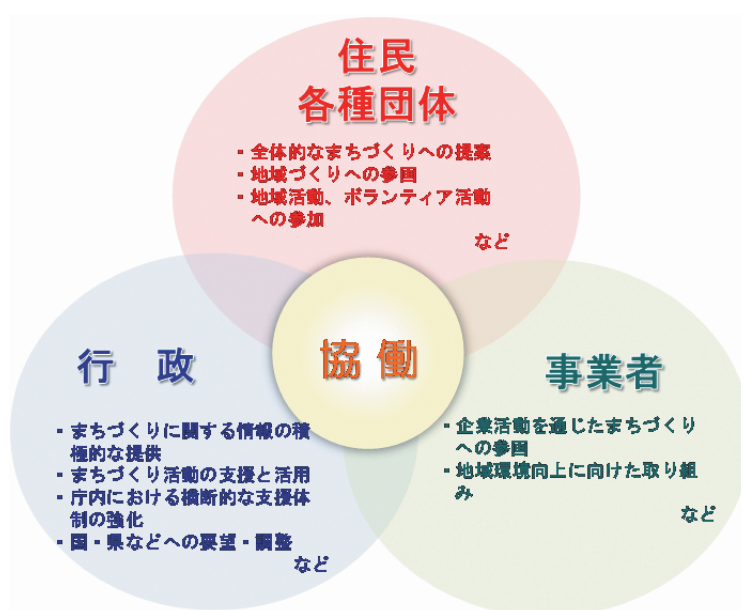


図 協働のまちづくりのイメージ図

(2) 都市計画制度の運用

本計画に示した将来像や目標の実現に向け、各分野の整備方針等にもとづき、多様な都市計画の制度や事業を活用・実施していくため、都市計画法に基づく都市計画の決定・変更を適切に進めていきます。

また、本町の都市計画区域は限られた範囲であり、将来像や目標の実現に向けて必要な取組みについては、様々な制度・事業の活用を図るものとします。

5-2 計画の進行管理

(1) 計画の適切な改善

まちづくりは、長期的な見通しを持って取組むことが重要であり、本計画は、目標年度を10年後の平成37年として、現時点において望ましいと考えられる目標や方針等を定めています。しかしながら、本町を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しており、本計画においても柔軟な対応が必要です。

このため、本計画がより実効性のあるものとなるよう、5年後の平成32年度（中間年度）において計画の内容や関連事業の評価・確認を行うとともに、社会情勢の変化や上位計画等の改定、大規模なプロジェクトの実施等が生じた場合は、計画の適切な改善を行っていきます。

(2) 進捗管理

本計画は、本町の都市計画行政やまちづくりの指針として定めたものであり、定期的に各種施策・事業の進捗状況の評価を行いながら、計画の適切な管理を行うことが重要です。

そのため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルのもと、本計画に掲げる方針が、各種施策・事業に反映され、実現しているかの点検を行い、必要に応じて適切な見直しを行っていくものとします。

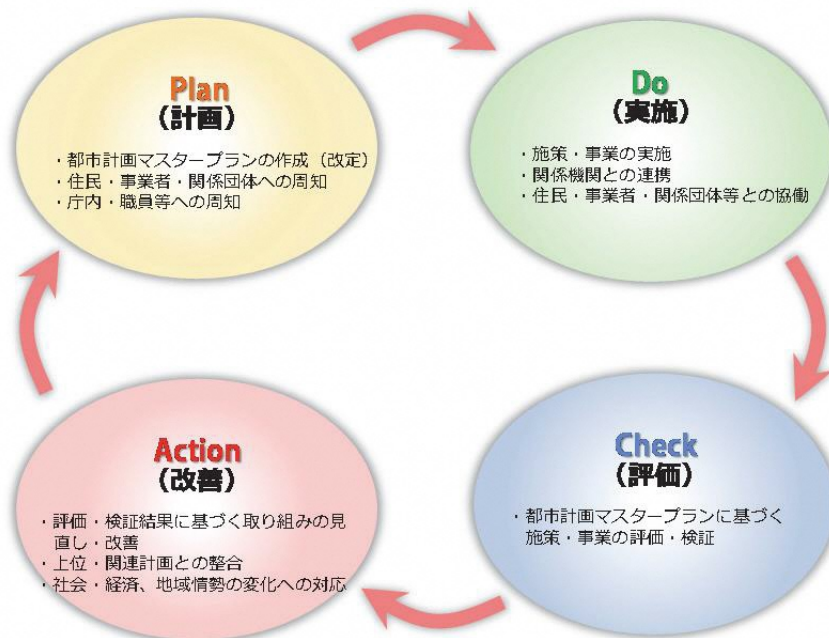


図 PDCAサイクルイメージ

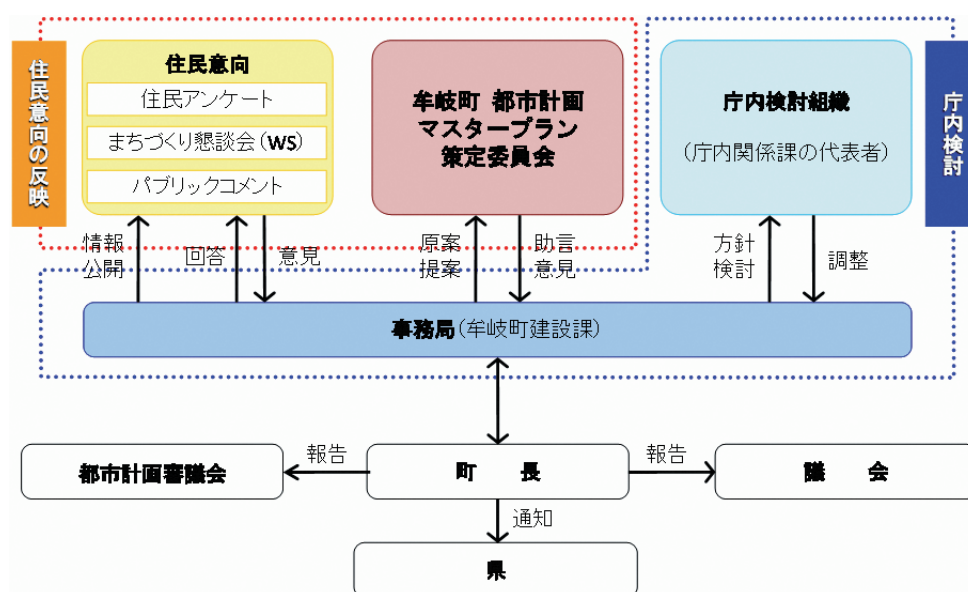
参考資料

計画策定に関する資料

○策定の経緯

開催日	会議・調査等	内容
平成 27 年 7 月 13 日 (月) ～平成 27 年 7 月 29 日 (水)	アンケート調査	・牟岐町の暮らしについて ・牟岐町のまちづくりに対する評価について ・牟岐町のまちづくりの方向性・将来像について
平成 27 年 9 月 28 日 (月)	第 1 回 策定委員会	・都市計画マスタープランについて ・牟岐町の特性と課題（アンケート調査結果報告）
平成 27 年 11 月 19 日 (木)	第 1 回 まちづくり懇談会	・地域の自慢できるところ ・地域の良いところ、改善すべきところ
平成 28 年 1 月 28 日 (木)	第 2 回 策定委員会	・まちづくりの基本理念、目標 ・分野別の都市整備の方針
平成 28 年 2 月 25 日 (木)	第 3 回 策定委員会	・地域別構想 ・まちづくりの推進方策
平成 28 年 3 月 7 日 (月) ～平成 28 年 3 月 22 日 (火)	パブリックコメント	・住民意見の募集
平成 28 年 4 月 4 日 (月)	都市計画審議会	・牟岐町都市計画マスタープランの報告

○策定体制



○牟岐町都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定により策定する都市計画に関する基本的な方針(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、牟岐町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、マスタープランの策定について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 町議会議員 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 各種団体の代表者 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する調査及び検討が終了するまでとする。ただし、役職にあることにより委嘱された委員にあつては、その役職の任期にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

○牟岐町都市計画マスタープラン策定委員名簿

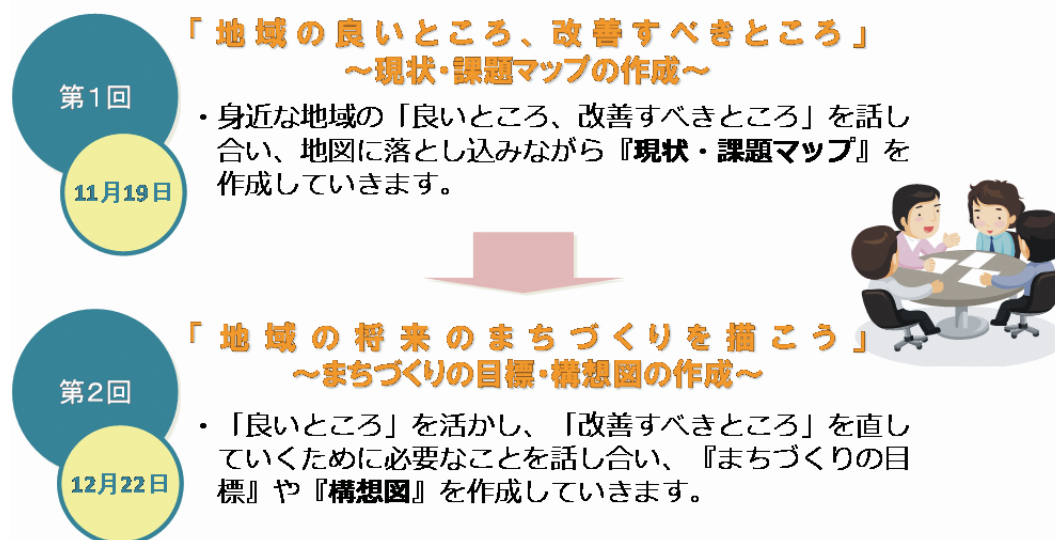
平成27年9月8日現在

	規則第3条第2項の区分		氏 名	所 属 等
1	第1号	学識を有するもの	加 藤 研 二	阿南工業高等専門学校
2	第2号	町議会議員	枡 富 治	議長
3	第3号	関係行政機関の職員	椎 野 洋 三	県都市計画課まちづくり創生担当 室長
4	第3号	関係行政機関の職員	花 田 務	県南部総合県民局県土整備部 美 波 副部長
5	第3号	関係行政機関の職員	大 森 博 文	牟岐町 副町長
6	第4号	各種団体の代表者	横 尾 政 明	牟岐町商工会 会長
7	第4号	各種団体の代表者	藤 元 雅 文	牟岐町農業委員会 会長
8	第4号	各種団体の代表者	和 西 強 次	海部郡建築士会 牟岐分会長
9	第4号	各種団体の代表者	庄 野 二 六	牟岐町観光協会 会長
10	第4号	各種団体の代表者	家 形 達 郎	地域活性化 代表

○牟岐町まちづくり懇談会

■概要とテーマ

	日時	参加者
第1回	2015年11月19日（木） 16：00～18：00、19：00～21：00	計20名 (中学生含む)
第2回	2015年12月22日（火） 19：00～21：00	



■懇談会の様子



グループ討議（第1回 A班）



グループ討議（第1回 B班）



グループ討議（第1回 C班）



発表（第1回 A班）



発表（第1回 B班）



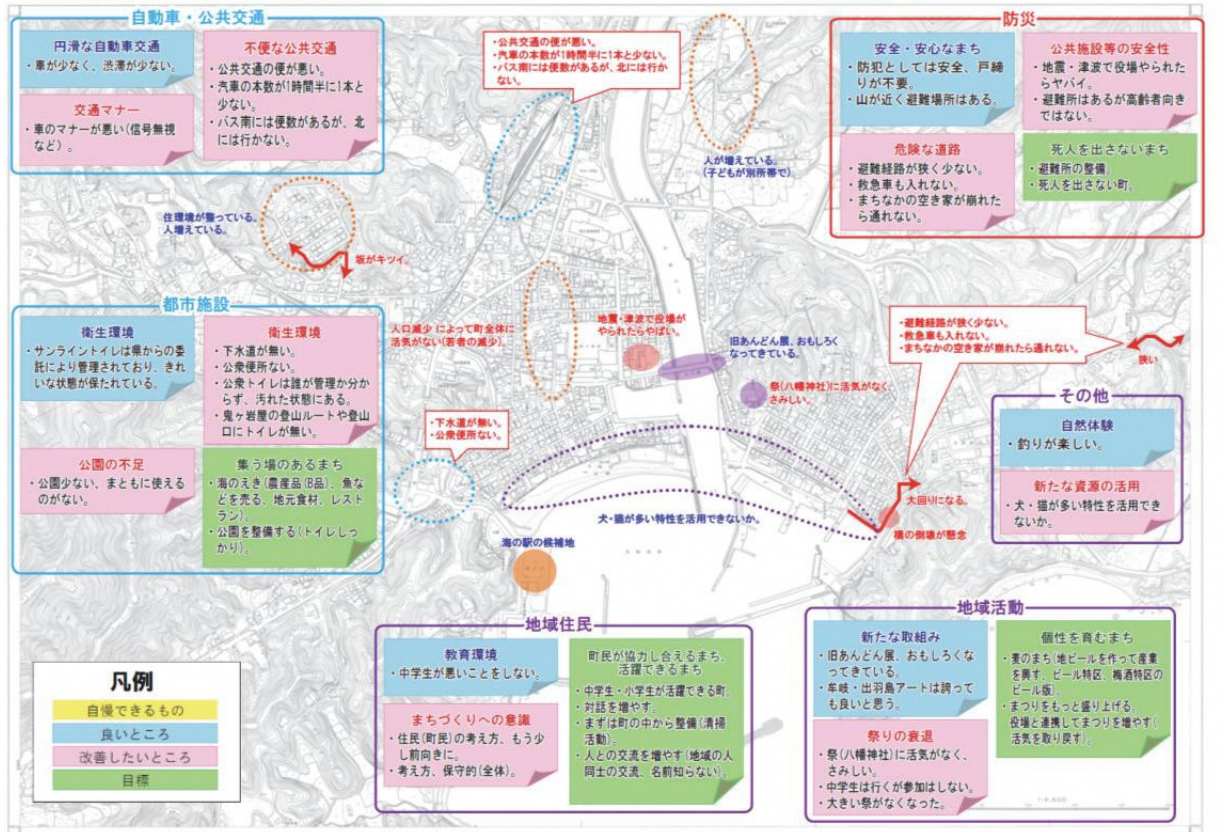
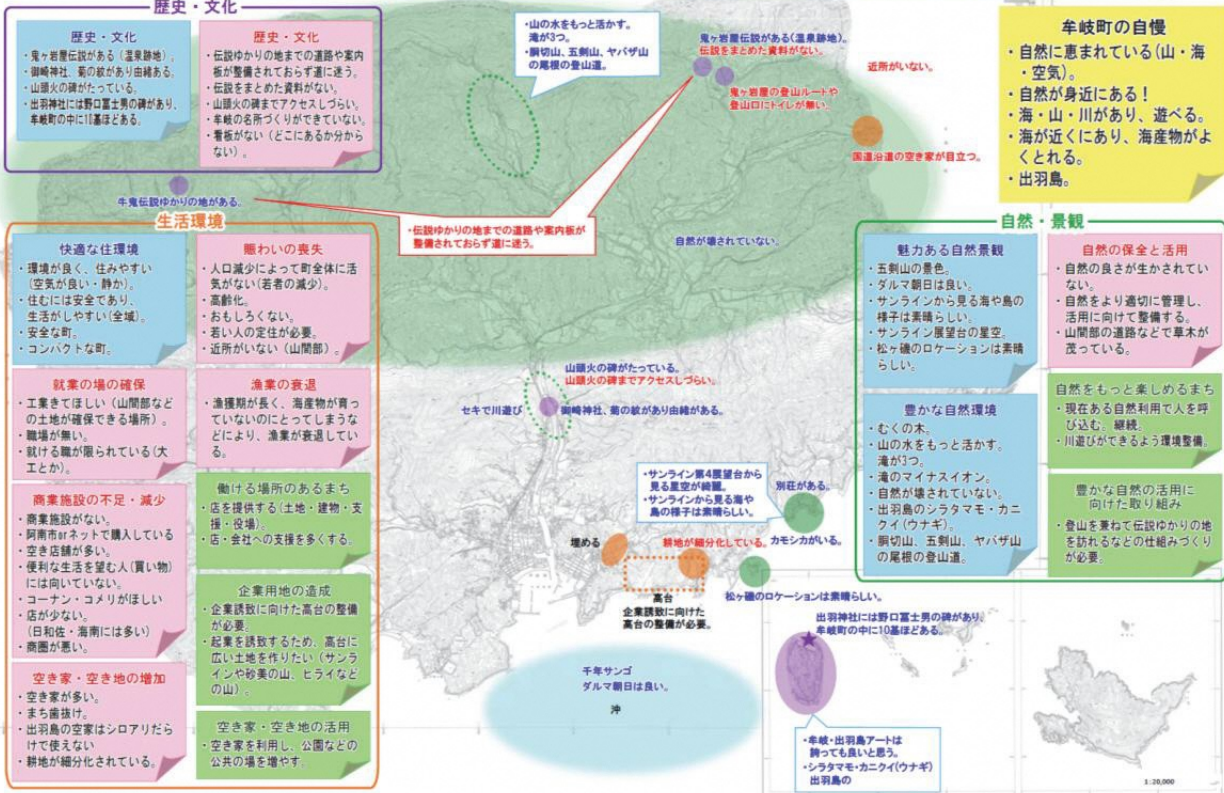
グループ討議（第2回 A班）

A 班

将来像（キャッチフレーズ）

空・海・山の自然を生かし、ひとが活躍する活気あるまち

- ・自然を生かし、人を育て、活気あるまちづくりを
- ・自然をいかす町
- ・自然環境を生かしたまちづくり
- ・空（星空）・海（千年サンゴ）・山（伝説）のまち
- ・自然を生かし、人を育て、活気あるまちづくりを
- ・自然をいかす町
- ・自然環境を生かしたまちづくり
- ・空（星空）・海（千年サンゴ）・山（伝説）のまち
- ・自然を生かし、人を育て、活気あるまちづくりを
- ・自然をいかす町
- ・自然環境を生かしたまちづくり
- ・空（星空）・海（千年サンゴ）・山（伝説）のまち



凡例
自壊できるもの
良いところ
改善したいところ
目標

B 班

将来像（キャッチフレーズ）

是非、ホームセンターは
牟岐に来たれよ！

帰ってきたくる町
安心・安全な町

ふれあい、笑顔あふれるまち
誇れる町

自然・景観

豊かな自然景観

- ・初日の出がきれい
- ・サンラインからの海・浜の景色がきれい
- ・星がきれい
- ・浜から見た出羽島がきれい
- ・寺周辺の花がきれい

豊かな自然体験

- ・モリスコ牟岐など自然を楽しむ場所がある
- ・修学旅行生が来訪する
- ・川との距離が近い

豊かな自然の幸

- ・あわび祭の開催
- ・アオリイカやカマスなどおいしいものがたくさんある

歴史的な景観

- ・へんろ道が残っている
- ・お寺がたくさんある

過年で楽しめるものの不足

- ・自然を活かした体験ができるのは夏に限られている
- ・季節を通じて楽しめるものがない

管理の問題

- ・テニスコートの管理がなされず、景観が良くない
- ・施設ができて、管理が長続きしない

土地利用

駅前商業施設が集約

- ・駅前のボルト
- ・ローソン

商業施設の活気低下

- ・シャッターの閉まった店が多い
- ・ホームセンターがない
- ・活気がなくなっている
- ・食事処がない
- ・人口が少ない

コミュニティ

住民同士の親密な関係

- ・見守り隊（老人会）の存在
- ・人が優しい
- ・いつも声をかけてくれる
- ・皆さんとあいさつができる
- ・住民みんなが子供を見守ってくれている

まちづくりへの意識

- ・牟岐町らしきがない
- ・生活に変化がない
- ・鯉など、牟岐で採れるものを地元の人が食べていない

牟岐町の自慢

- ・地域の方とあいさつができる
- ・自然が豊か（浜、山、川）
- ・何もない所が良い
- ・人のおおらか
- ・運動会などのイベントで町の人が応援してくれるところ

イベント

住民間交流の発掘

- ・高齢者の知恵を教えてもらう
- ・全員で参加できるイベントが少なくなっている
- ・商工祭、マラソン等以前にと比べるとイベントが減って寂しい
- ・地域の人々が触れ合う機会がもっと欲しい

新しいイベントの開催

- ・出羽島のアートイベントで、町外から人が来ることもある

都市施設

危険な場所

- ・道路が狭く、通行しにくいところがある
- ・街灯が少なく、夜の国道が暗い
- ・八坂橋の老朽化

整備された河川

- ・水がおいしい
- ・川がきれいいため、授業で川へ行くことができる

子供の遊び場の減少

- ・公園が少ない
- ・遊ぶ場所が少ない
- ・毎日の生活が同じで、あまり変化がない
- ・内妻公園など、新しく施設ができて、長続きしない

公共交通の不便さ

- ・交通の便が悪い

その他

- ・Free-wifiスポットが少ない

防犯・防災

防犯意識

- ・鍵をかけなくても出かけられる
- ・安心して暮らせる

防災意識

- ・毎年12月に防災訓練を行う
- ・避難場所の周知ができていない

シャッターの閉まった店が多い
活気がなくなっている

防災倉庫の周知

浜から見た出羽島が
きれいに見える

初日の出がきれいに
見える

雇用

お年寄りの雇用

- ・シルバー人材センター設置により、高齢者が活躍できるようになった

雇用の場の不足

- ・働く場所が少なく、もっと増やしてほしい
- ・起業できるチャンスがあれば

C 班

将来像（キャッチフレーズ）

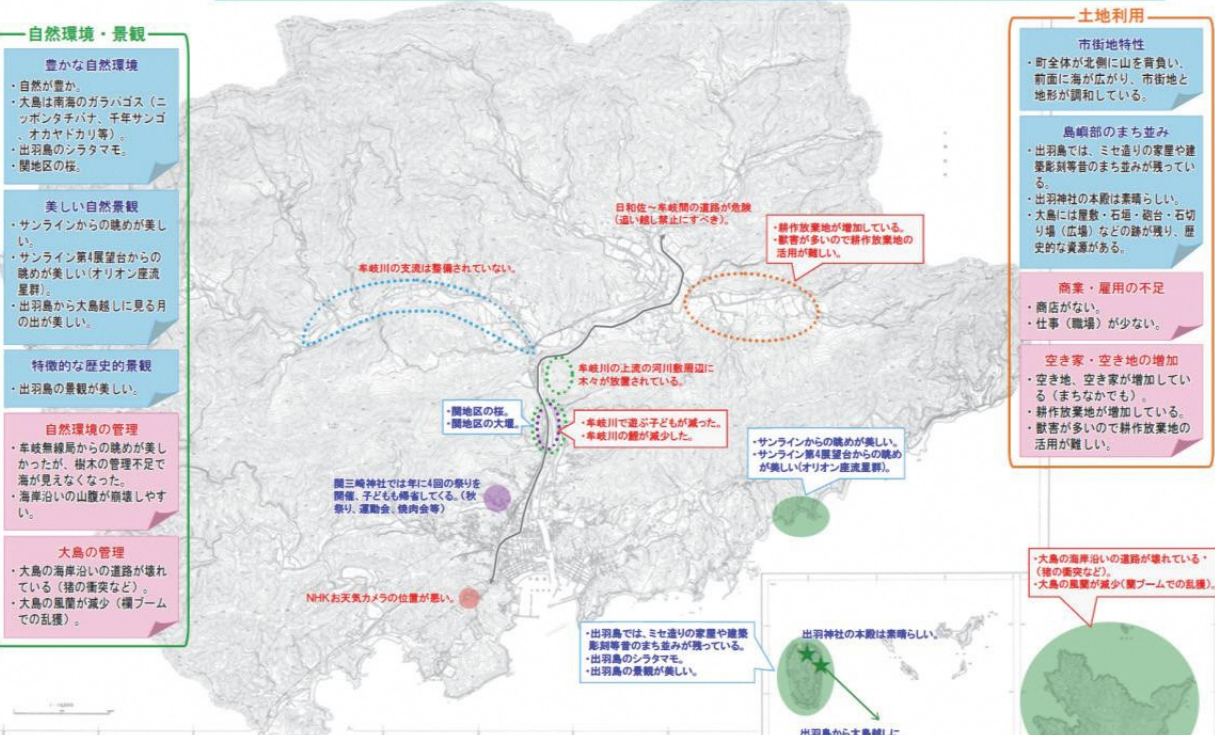
- 魚 関地区の桜
自然が残っている。
- ・一番好きなもの：自然
・自慢できるもの：山・河・海が身近にある。

自然環境・景観

- 豊かな自然環境**
- ・自然が豊か。
 - ・大島は南海のガラパゴス（ニッポンタチバナ、千年サンゴ、オカヤドカリ等）。
 - ・出羽島のシラタマモ。
 - ・関地区の桜。
- 美しい自然景観**
- ・サンラインからの眺めが美しい。
 - ・サンライン第4展望台からの眺めが美しい（オリオン産流星群）。
 - ・出羽島から大島越しに見る月の出が美しい。
- 特徴的な歴史的景観**
- ・出羽島の景観が美しい。
- 自然環境の管理**
- ・車岐無線局からの眺めが良かったが、樹木の管理不足で海が見えなくなった。
 - ・海岸沿いの山腹が崩壊しやすい。
- 大島の管理**
- ・大島の海岸沿いの道路が壊れている（猪の衝突など）。
 - ・大島の風量が減少（観音の乱舞）。

土地利用

- 市街地特性**
- ・町全体が北側に山を背負い、前面に海が広がり、市街地と地形が調和している。
- 島嶼部のまち並み**
- ・出羽島では、ミセ通りの家屋や建築彫刻等昔のまち並みが残っている。
 - ・出羽神社の本殿は素晴らしい。
 - ・大島には屋敷・石垣・砲台・石切り場（広場）などの跡が残り、歴史的な遺産がある。
- 商業・雇用の不足**
- ・商店がない。
 - ・仕事（職場）が少ない。
- 空き家・空き地の増加**
- ・空き地、空き家が増加している（まちなかでも）。
 - ・耕作放棄地が増加している。
 - ・被害が多いので耕作放棄地の活用が難しい。



河川(車岐川)

- 魅力ある車岐川**
- ・車岐川本流は良い河川環境。
 - ・車岐川の鰻(通年で鰻が来る)。
 - ・関地区の大堰。
- 車岐川の管理**
- ・車岐川の支流は整備されていない。
 - ・車岐川の上流の河川敷周辺に木々が放置されている。
 - ・車岐川の全域で葦が枯れている。

道路交通

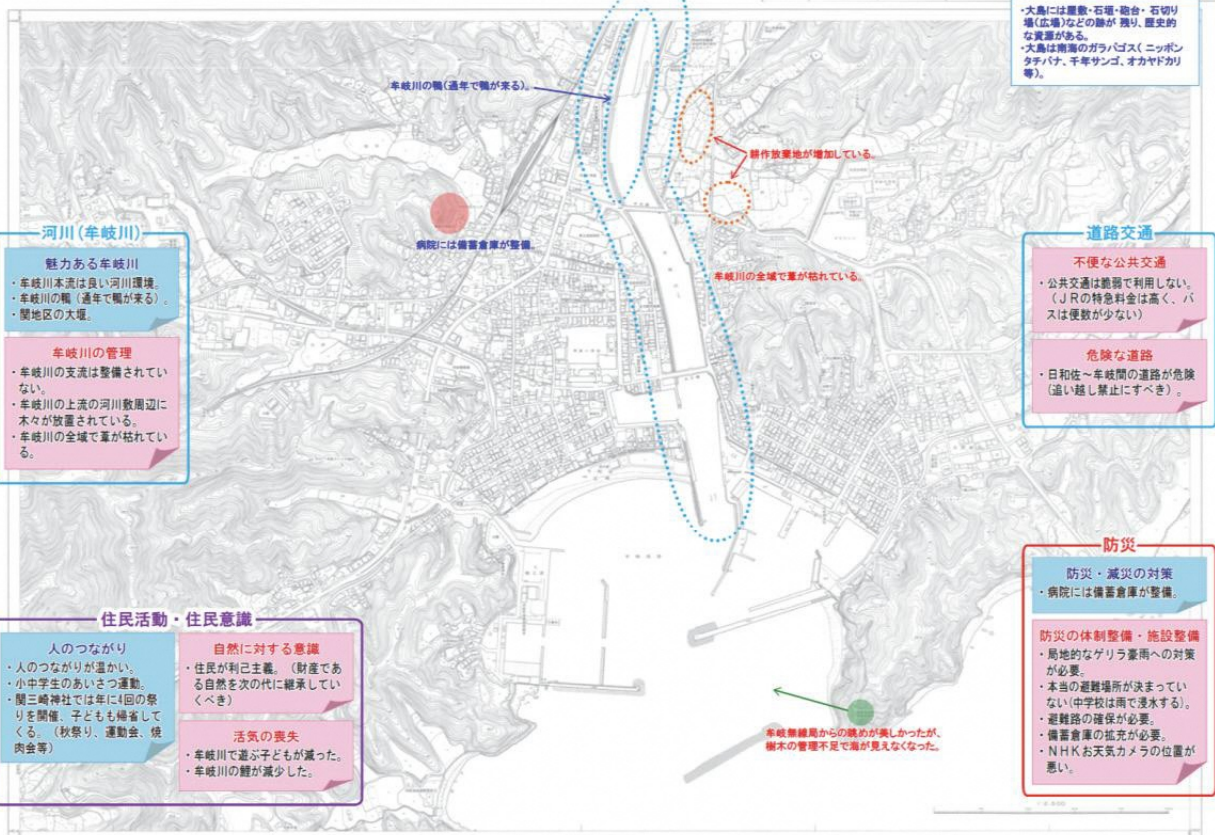
- 不便な公共交通**
- ・公共交通は脆弱で利用しない。(JRの特急料金は高く、バスは便数が少ない)
- 危険な道路**
- ・日和佐～車岐間の道路が危険(追い越し禁止にすべき)。

住民活動・住民意識

- 人のつながり**
- ・人のつながりが温かい。
 - ・小中学生のあいさつ運動。
 - ・関三崎神社では年に4回の祭りを開催、子どもも参加してくる。(秋祭り、運動会、焼肉会等)
- 自然に対する意識**
- ・住民が利己主義。(財産である自然を次の代に継承していくべき)
- 活気の喪失**
- ・車岐川で遊ぶ子どもが減った。
 - ・車岐川の鰻が減少した。

防災

- 防災・減災の対策**
- ・病院には備蓄倉庫が整備。
- 防災の体制整備・施設整備**
- ・局地的なゲリラ豪雨への対策が必要。
 - ・本当の避難場所が決まっていない(中学校は雨で浸水する)。
 - ・避難路の確保が必要。
 - ・備蓄倉庫の拡充が必要。
 - ・NHKお天気カメラの位置が悪い。



用語解説

あ行

インターネット 共通の通信仕様を用いて全世界の膨大な数のコンピュータや通信機器を相互に繋いだ、巨大なコンピュータネットワークのこと。

オープンスペース 公園・広場等、建物が建っていない土地や敷地内の空地。

か行

海岸段丘 海岸沿いに発達する台地状または階段状の地形のこと。

合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

既存ストック このマスタープランにおいては、これまでに建設された小学校、中学校、文化施設などの公共施設、建築物などの蓄積のことを指す。

狭隘道路 日常生活や緊急車両の通行に支障をきたすおそれのある道幅が 4m未満の狭い道路（細路地）。

協働 市民、企業、行政等の複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

緊急輸送道路 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡し、又は防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

区域区分 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること（都市計画法第7条）。いわゆる「線引き」のことを示す。

空洞化 居住人口の減少や公共施設の移転、郊外への大型商業店舗の進出により市街地の衰退が進む状態のこと。

景観計画 都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域における良好な景観の形成を促進するために定められる計画。

形態規制
(建築形態規制) 建築形態規制とは、建築基準法で定める容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線の各制限のこと。

公共下水道 主として市街地における下水を排除し、または処理するため、市町村が管理する施設。道路等に埋設される下水管のほか、汚水を浄化する処理場や雨水を排除する雨水ポンプ場などがある。

公共交通空白地域 鉄道や路線バス等の公共交通が運行されていない地域のこと。

交通結節点 様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる地点。

交流人口 通勤や通学、観光、レジャー等を目的に、その地域を訪れる人々のこと。

国勢調査

人口・世帯等の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいる全ての人口・世帯を対象として5年ごとに実施されている。

さ行

サテライトオフィス

都市部に本社を持つ企業が、郊外等に設置するオフィスのこと。地方のオフィスでは、都会の喧騒を逃れ大自然の中での効率的な仕事を行う場として期待される。

市街地開発事業

都市計画法に定められる事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。

自助・共助・公助

自助とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。共助とは、地域の災害時要援護者の避難に協力し、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと。公助とは、役場や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。災害時には、自助・共助・公助が互いに連携することで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながると期待されている。

自然環境保全

自然保護が人間の住環境を保全することになるという考えのもと、環境破壊を防止し、自然保護を図ること。

自然的土地利用

都市的土地利用以外の土地利用であり、農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えたもの。

重要伝統的建造物保存地区

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物の集まりである伝統的建造物保存地区の中でも、特に価値が高いものとして文部科学大臣が選定した地区のこと。

親水空間

河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるように作られた空間。

人口ビジョン

地方自治体の将来人口推計を行い、総人口や年齢3区分別人口等の将来展望をまとめた計画。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための具体的施策などを取りまとめた計画。

ゾーン

まちづくりなどにおいて、空間を用途や機能に応じて区分した範囲のこと。

た行

耐震化

建築物や道路、水道管等のライフラインに対して、地震時に大きな被害を受けないように補強を行うこと。

地域高規格道路

全国的な幹線道路ネットワークである高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の形成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域

	交流拠点との連結等に資する道路。
地域コミュニティ	一定の地域に居住し、共通の活動やふれあいにより、信頼関係を築きながら、地域の事柄に取り組む集団のこと。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置等から、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で、建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。都市計画区域において定めることができ、用途地域が定められていない区域も含まれる。
デマンド型交通	利用者の要求（デマンド）に対応して、迂回路線や乗降時刻、場所を指定することができる運行形態のバスやタクシーなどの交通手段。
道路交通センサス	正式名称を「全国道路・街路交通情勢調査」と言い、日本全国の道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画や、建設、管理などについての基礎資料を得ることを目的として、全国的に実施している統計調査。
都市機能	都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われるもの。
都市基盤	道路、公園、下水道など、都市の諸活動を支える基盤。
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域（都市計画法第5条）。
都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、総合計画及び都市計画区域マスタープランに即して定める。（都市計画法第18条の2）
都市下水路	都市下水路は、主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。
都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したもの。
都市施設	道路、公園、下水道、河川、その他公共公益施設等で、都市生活を営む上で主要な施設。（都市計画法第11条）
都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づいて、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または、身体に危害を生ずる恐れがあると指定された区域のこと。
土地区画整理事業	一定の範囲で道路や公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図る

ために行われるものであり、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地の形成を図る事業。

土地利用規制	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などによる土地利用の規制。
な行	
南海トラフ巨大地震	静岡県の駿河湾から九州沖に延びる海底のくぼみ「南海トラフ」の一角を震源域とする地震。
農用地区域	農振法に基づき市町村が農業振興地域整備計画において定める集団的に存する農用地等のこと。
は行	
バイオマス	樹木、草、海草、農産廃棄物、林産廃棄物などの大量に存在する生物資源のこと。
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をする上で障害となる段差等の物理的障害及び心理的障害を取り除いた環境。
非線引き	区域区分のない都市計画区域のこと。
避難場所	地震等の災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、安全に避難を行う場所・施設のことであり、緊急的・一時的に避難する場所を「緊急避難場所」（一時避難場所・一次避難所）、被災者等が避難生活を過ごす場所・施設を「避難所」（避難収容施設、2次避難所）と区別している。
P D C A サイクル	計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、次の計画に活かしていくプロセスのこと。
ま行	
未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地。
モータリゼーション	「動力化」「自動車化」を意味する言葉。自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる現象のこと。
や行	
U J I ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
優良農地	一団のまとまりのある農地や生産性が高い農地など良好な営農条件を備えた保全を促進すべき農地。
ユニバーサルデザイン	特定の人を対象とせず、すべての人が利用可能であるように、製品、建物、環境等に配慮した設計（デザイン）を行うこと。
用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業等の良

	好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。
用途無指定地域	用途地域の指定がない地域のこと。
ら行	
ライフサイクルコスト	構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。
リアス式海岸	出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られる。

牟岐町都市計画マスタープラン

平成 28 年 3 月発行

発行 | 徳島県海部郡牟岐町

編集 | 牟岐町建設課

〒775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4

TEL : 0884-72-1111 (代表)、FAX : 0884-72-2716

ホームページ : <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp>

“なにもない” から始めるまちづくり



夢と緑と黒潮のまち

牟岐町